

平成27年2月定例会 常任委員会

商労文教委員会

委員長名	長尾トモ子
委員会開催日	平成27年6月25日(金)、26日(金)
所属委員	〔副委員長〕丹治智幸 〔委員〕 木田孝司 椎根健雄 宮本しづえ 小林昭一 水野さちこ 古市三久 杉山純一 三村博昭



長尾トモ子委員長

(1) 知事提出議案：可 決…4件
：承認…1件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：可 決…2件
：否 決…1件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

(3) 請 願：採 択…1件

[※請願はこちら【PDF】](#)

(6月25日(木) 労働委員会事務局)

宮本しづえ委員

今ほど報告があった7月4日、5日の土日の相談会であるが、積極的に組まれたことを評価したい。いわき市で開催する場合は、原発労働者も非常に多いと思うので、状況をしっかり把握し、労働者が安心して原発の収束作業に取り組める状況をつくるための機会としてきちんと位置づけ、東京電力(株)や国にその内容が伝わるよう取り組んでもらいたい。

そこで、原発労働者にもこのような相談会があることを周知するために、何らかの特別なお知らせをつくって取り組む必要があると思うが、この点について何か考えはあるか。

次長兼審査調整課長

7月4日、5日に現地に出向き、相談に応じるため開催するものであるが、多くの方に相談に来てもらうためにさまざまな広報を考えている。

例えば、新聞広報でのPRやイベントなどを掲載する県政広報枠への掲載、そのほか企業との包括連携協定によりスーパー等にポスター等を掲示してもらったり、市町村の広報紙やフリーペーパーに掲載してもらったりしている。さらにホームページやツイッターでも情報発信して、相談してもらうよう努めている。

宮本しづえ委員

さまざまな方法で検討しているようなので、その結果を期待したい。

次に、これは代表質問でも取り上げたことであるが、マタニティーハラスメントについて、県はどのように実態を把握するのかという質問に対し、労働相談を通じて把握したいとの答弁もあったが、この種の相談はどの程度あるのか。

次長兼審査調整課長

平成26年度は、合計160件の相談があり、前年度比で58件、約5割ふえている。

相談には、特にこれがマタニティーハラスメントだというものはない。最近の傾向としては、パワーハラスメントやいじめなどの人間関係に関する相談がふえており、その中で女性からパワーハラスメントで困っているとの相談もあったので、周知されてきているものと思う。また、女性職員もいるので、その辺の相談があれば丁寧に対応したい。

古市三久委員

今ほど宮本委員から労働相談の件があった。その周知方法については、従来の方法もあると思うが、原発労働者が今一番出入りするところは、双葉郡やいわき市のコンビニエンスストアである。そこでチラシをまいて、何人か労働相談に来て、解決している問題も実際にはある。したがって、そういう方々に対する困りごと相談会を実施するのであれば、コンビニエンスストア等にポスターを張らせてもらうなど、そのような方々が労働相談に来てもらえるように取り組んでもらいたい。

次長兼審査調整課長

先ほど企業との包括連携協定の中で、スーパーへの依頼があったが、そのほかコンビニエンスストアなども提携先になっているので、今後そちらにも協力を要請するとともに、イトーヨーカドーなどの大型スーパーには多くの来客があるので、そのような目につくところにも掲示してもらえるようお願いしていきたい。

宮本しづえ委員

コンビニエンスストアも包括連携協定に入るのか。

次長兼審査調整課長

コンビニエンスストアも県との包括協定先に含まれるので、依頼していきたい。

木田孝司委員

マタニティーハラスメントについて尋ねる。経営者から聞いた話では、善意で「少し仕事から外れてはどうか」と勧めたら、「それはパワーハラスメントか」と言われたとのことである。経営者側としては、本人が妊娠したことにより、身体的、精神的な負担が大きくなるから、善意で少しそのセクションから外れてはどうかと話したが、受け取る側はそうは捉えないことがある。

先ほど次長から説明があったように、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに踏み込んだり重なるようなやりとりが問題提起される案件もあると思う。受け取る側の感覚により、同じ言葉でも違う捉え方をされることがあるので、そうしたものの自体を労働者自身が認識することは当然であるが、雇用者側、使用者側もその辺の意識をしっかりと持つことが非常に重要だと思う。

したがって、言葉足らずの部分で受け手側がパワーハラスメントや最終的にはマタニティーハラスメントを受けたという認識を持ってしまうこともあり得るので、受け手側にとってそのような印象を持つ場合があるから表現に気をつけよう

など、相談を受けるのを待つのではなく、あらゆる機会を通じて広報してもらいたい。その辺をきちんと意識の中に持つよう、今述べた具体的な事例も含めて挙げた上で、このようなことも起こり得るので、もう一步踏み込んで、そのような身体的な問題もあるだろうから、仕事を離れてもまた復帰してもらいたいと一言添えるなどの配慮ができるような広報や啓発をしてもらいたい、現在の取り組み状況はどうか。

次長兼審査調整課長

ワークルール出前講座を昨年度からスタートしている。まずは就職前の大学生や高校生を中心に始めたが、特に対象を限定していないので、今後は社会人を対象にするなど拡充していきたい。労働者もそうであるが、場合によっては使用者にもそのような場がうまく設定できれば、可能になるのではないかと考えている。

また、パワーハラスメントの電話相談があったときに、誰にも相談できない状況もあるので、まずは自分はこのように感じているということを職場の上司や人事部門にきちんと話をして、自分で解決に向け努力して、それでもだめなときは次の策を考えようと助言しており、そのような意識もだんだん広がってきている中で、我々ができることを考えていきたい。

事務局長

補足する。ワークルール出前講座は、大学生や高校生が多いが、労働者からもいろいろと希望があり、使用者も排除しているわけではない。そのような機会を捉えながら、最近パワーハラスメントなども多くなってきているので、それらも踏まえた内容も盛り込みながら積極的に行っていきたい。

(6月25日(木) 教育庁)

宮本しづえ委員

教1ページの教育相談推進事業について、実態調査の委託費との説明があったが、どのような調査で、どこにどのように委託するのかもう少し詳しく説明願う。

また、なぜこの6月補正となったのかあわせて説明願う。

庁参事兼義務教育課長

(大) 浜松医科大学が、震災直後から、県内の小中学生及び高校1年生を対象に、児童生徒の心の健康調査を実施しており、これをもとに、何らかの教育相談が必要だと思われる学校、子供を対象に巡回相談を(大)浜松医科大学で行うとか、保護者向けの講習会を行うとか、そのような事業を独自に展開してきた。

しかし、今年度から文部科学省の仕切りが変わって、本県の子供たちのために予算化をするときは、昨年度までのように直接契約ができなくなったので「本県経由で委託する形にってもらいたい」という依頼があった時期が3月だったことから、今年度の当初予算に繰り入れることができず、この6月補正で計上した。なお、今までやってきたこの事業による調査結果によれば、本県の子供たちの状況は平均すると全く問題がないと言える。

例えば、調査内容に心の元気度、抑鬱の低さなどがあるが、これは全国平均と同じである。

次に、心のもやもや度については、反対に捉えると攻撃性になるが、どの学年も全国平均より低い水準である。

次に、思いやりや優しさは、逆に全国平均より高い。したがって、平均すると好ましい方向ではあるが、逆に(大)浜松医科大学の医師たちによれば、このあたりに問題があると考えており、子供一人一人にその調査のカードを返したり、学校に返したりして、継続して個々の調査をしている。本県としては、この調査を今年度も継続してもらいたいので6月

補正に計上した。

宮本しづえ委員

貴重な結果も出ているとのことであるが、(大) 浜松医科大学の調査はどの子供たちを対象に行われているのか。

庁参事兼義務教育課長

県内全ての小中学生及び高校1年生が対象である。

宮本しづえ委員

貴重な調査を継続して、本県の教育に生かすという点では、大事だと思うので、継続してほしい。

次に、双葉郡の中高一貫校整備についてであるが、債務負担も含めた補正予算が組まれている。双葉郡の中高一貫校については当初、県教育委員会の方針としては、併設型ではなく連携型でいきたいという考え方があり、とりあえず高校だけスタートさせることになった。今度は中学校も併設型となり、先ほどの教育長の説明で1学年60人ぐらいを考えているとのことだが、私はこの中高一貫校の性格が変わってくることを大変心配している。なぜなら、この中高一貫校に、中学生をどのように選抜するのかということが出てくるからである。

今までの双葉郡の高校であれば、基本的には希望者を全員入学させるべく高校の定員をふやして受け入れた経過があるが、中学も併設型となれば、この中学生の60人は県が選抜せざるを得ない。双葉郡の中学生に果たしてこういうことでの教育が本当に必要であろうか。このようなやり方が本当に双葉郡の子供たち、あるいは保護者の教育ニーズに応えることになるのか非常に心配しているが、併設型となったそもそもの考え方を説明願う。

高校教育課長

委員指摘のとおり、当初は連携型でスタートせざるを得なかった。我々としても併設型を検討するまでの時間的余裕もなく、また、双葉郡8町村からまずは早期に中高一貫校を立ち上げてほしいという要請もあったことから、連携型でスタートした。

双葉郡の推進ビジョンには、併設型での中高一貫校を求めたいという提言があり、我々もそれを受けとめ、教育委員会内部で検討を進めてきた。震災、原発事故による影響は、双葉郡のみならず県全体に及ぶものであり、このふたば未来学園高等学校に県立中学校を併設することによって、高い志や目的を持った児童が、双葉郡だけではなく県内外から集って、双葉郡の子供たちとともに、この併設中学校で先進的な学びをしていくことにより、復興に貢献する人材が県的にその活動の場を広めていく、県全体を活性化させることにつながるのではないかという考え方に基づいて、ふたば未来学園高等学校に、県内で2校目となる併設型中学校を設置するという結論を出した。

したがって、会津学鳳中学校のように入学者選抜を実施することとなるが、選抜をすることで、教育長から説明したように高い志を持った生徒を集め、すぐれた技術者や医師、起業家、アスリートなど、そのような人材を6年間を通じて育てたい。

宮本しづえ委員

何が高い志か、県が定めた基準に合致する子供が高い志を持った子供で、それ以外はそうではないとなるのも余り好ましくはない。そもそも教育のあり方としてどうかと思う。今、双葉郡の子供たちの教育環境は非常に劣悪な状態である。国がこれから2年の間に避難解除せよと言ってきている中で、それ自体適切かどうかいろいろ議論はあるが、そのような子供たちがきちんとした義務教育を受けることができるのか、一番の課題だと思う。私はそんな簡単な話ではないと思っているが、今後そこに向けて教育機関がどのように取り組んでいくのか、これからの双葉郡の教育を考えるときに、ま

ず考えなくてはならない課題だと思う。

したがって、中高一貫教育の入り口で60人の子供たちをえりすぐって、特別な教育環境をつくることよりも、もっと優先すべきことがあったのではないかと。教育の条件整備について、どのように考えているのか見えてこない中で、生徒が選抜されて60人だけとなると非常に強い違和感を感じる。こういうことを保護者がどのように考えているのか。双葉郡の町村長会が、以前から併設型の中高一貫校を希望していることは承知しているが、それが本当に保護者の要望であるのかは大変気になっていた。保護者の意見をどのように捉えて、この事業を推進しようとしているのか。また、この辺をどのように把握しているのか。

高校教育課長

これまでは、双葉郡の保護者から我々が直接話を聞く機会はなかったが、双葉郡の各町村の教育長、さらには町村長とも話をさせてもらい、先ほど説明した規模で、スタートする時期、その中身も含めて理解が得られているものと考えている。

また、双葉郡から避難している子供たちの受け皿校としての役割を、この中学校にも果たしてもらいたいとの声もあるので、そのことについてどのように整理し、この学校につなげていくのか、今後さらに8町村と協議をしていきたい。

もう1つ、高校から双葉郡の子供たちが入学する仕組みも確保している。

また、既存の双葉郡の各小学校及び中学校の部分については、各町村においてさらなる魅力化を図ってもらい、それを県が積極的に支援していきたいと思っている。

いずれにせよ、双葉郡出身の子供たちがで高い志を持って、ふたば未来学園に入学し、6年間かけて学んで、将来の福島復興を担う人材に育ててもらいたいとの思いから、この併設型中学校をふたば未来学園に設置しようと考えたものであるので、理解願う。

宮本しづえ委員

1学年60人であるが、双葉郡内の現在の中学1年生は何人か。

庁参事兼義務教育課長

現在、双葉郡8町村で、9つの中学校が再開しているが、1年生の生徒数は全体でちょうど80名となっている。

宮本しづえ委員

1年生が双葉郡8町村全体で80人とのことだが、この新しくできる中学校は、全県あるいは全国から生徒を募集することになるので、双葉郡の子供たちが優先的に入れる保証はないと思う。確かに、諸般の事情を考慮すれば、この中高一貫校の性格は、今までの双葉郡の中学校や高校とは変わらざるを得ないと考える。

しかし、双葉郡の復興のために、どのような人材が必要かを考えたときに、県が考えているようなグローバルリーダーだけで町が成り立つのかと言え、そうではない。いろいろな人たちがそこで生活して初めて、その地域の復興が成り立つのだから、そのような観点で義務教育については考えるべきである。少なくとも義務教育については、全ての人が平等に受けられるようにするのが基本だと思うので、この意味でも入学者の選抜が行われる併設型の県立中学校については極めて問題だと指摘しておく。

次に、小高商業高校と小高工業高校の統合については、地元の理解が得られたとのことだが、どのような説明会を開催して理解が得られたとしたのか、経過を聞く。

長尾トモ子委員長

一般的事項ではなく、予算の範囲内で答弁願う。

宮本しづえ委員

予算が計上されているので、規模も含めてどのような形で統合することに理解が得られたのか説明願う。

高校教育課長

昨年度、震災により中断していた懇談会を再開し、4回開催した。

最後に開催したのが、平成27年1月16日である。この時点で、関係者から統合に向けて了承が得られたので、現在、今の工業高校の敷地内に統合校を設置することを想定しており、それに伴い新たに必要となる商業実習棟をつくるための設計費を計上した。

三村博昭委員

教5ページの県立学校施設等災害復旧事業についてである。教育長説明にも、「福島高等学校災害復旧工事の施工に際して生じた工事損害の補償に係る増額補正をするものである」として予算措置されている。説明書きでは事業費となっているが、予算説明書では22節（補償、補填及び賠償金）で計上している。どのような工事に関して損害を与え、補填することになったのか説明願う。

施設財産室長

工事を行う前に一度、施工エリアから半径約30mの範囲で建造物の配置及び現況等について事前調査を行うとともに、施工後に、損害発生申し出があった建造物について事後調査をして前後の比較を行っている。

その結果、当該基礎工事による振動が原因で発生したと認められるものについて、補修等に要する損害額を補償費として支払うものであり、具体的な損害の内容は、民間家屋の壁面にクラックが生じたものと聞いている。

三村博昭委員

その工事の際に調査した結果では、施工過程において周辺住民の家屋に損害を与えたということか。

施設財産室長

工事の実施に伴う震動等により損害を与えたものである。

三村博昭委員

どの程度の圧力をかけてのものかわからないが、そのような事態が生じることは予測できなかったのか。

施設財産室長

当然、工事の実施においては、周辺への影響を考慮している。一定の基準に基づき周辺への影響を極力抑える対策を講じた上で作業を行っており、それでもなお壁面等のクラックが生じてしまったものである。

三村博昭委員

事前の地盤調査が不十分であったことに伴うものではなかったのか。地盤がやわらかいのか強固なものであるのか、その調査が不十分であったために損傷が発生したのではないのか。

施設財産室長

地盤が固いかどうかの調査が不十分であったのかという点よりも、建物を建てる際には基礎を打たなくてはならないが、福島高校の場合、構造が4階建てで、それなりの大きさの基礎を深く打設しなくてはならない。そのときに地盤の中に岩などがあると、どうしても相当な力を入れて打ち込む必要があり、それに伴う振動により損傷が発生してしまったものと理解している。

三村博昭委員

実際の工事現場でどのような機械を使えばどのような状況が生まれるのか、ある程度事前に想定できるはずだが、なぜできなかったのか。

施設財産室長

委員指摘のとおり、施工内容から将来どのような影響が出るのかは、ある程度事前に推測できるので、施工に際しては、極力周辺に影響が及ばないような対策を十分に講じることとしているが、それでも調査をして前後の比較で工事が原因と判断できる損傷については、一定の基準に基づき補償するものである。

三村博昭委員

これは損害の賠償であるはずなのに、なぜ災害復旧事業という表現であるのか。どうして賠償でやらないのか。

施設財産室長

県の歳出科目の節上、補償、補填及び賠償金の節を使うが、補償金で計上している。

三村博昭委員

議案説明資料での説明書きが災害復旧事業だけである点について、本来ならば、金額が145万7,000円であっても、損害を与えたことに対する賠償あるいは補償という表現をとるべきではないのか。

施設財産室長

議案説明資料の説明項目は事業名を記載することとしているが、委員指摘のとおり、よりわかりやすく記載するよう心がけたい。

三村博昭委員

事業名を記載しているとの説明だが、支払いの目的が何かによって予算措置等はなされるべきである。その事業にかかる経費は全て同じというように、あくまでも事業単位で考えるのであれば、賠償や補償も事業のうちということかもしれないが、賠償は賠償、補償は補償ときちんと表記すべきと思うが、どうか。

施設財産室長

委員指摘のとおり、よりわかりやすい記載に努めたい。

三村博昭委員

いろいろ言いわけする必要がないようにしてもらいたい。同一の事業に関する全ての経費を一つの事業名のみで表現してもよいとか、補償という表現を使わなくても同じだという考え方ではなく、補償は補償、賠償は賠償ときちんと区別し

て表現すべきである。

次に、今回計上された補正予算は、そのほとんどが委託費であり、事前に予測、予定されていたはずだが、なぜ当初予算に計上することができなかったのか。

施設財産室長

今回の6月補正予算では、建物の設計に係る委託料の割合が多くなっている。

その中の一つであるふたば未来学園の中学校併設に伴う基本設計等の増額補正分は、双葉郡8町村とその内容を調整をした上で計上する必要があったため、当初予算には間に合わなかった。また、小高商業高校と小高工業高校の統合に伴う基本設計等の委託分についても、先ほど高校教育課長が説明したとおり、協議会での合意がことしの1月になり、その段階で既に当初予算の編成に間に合わなかったため、統合校の開設の時期から逆算し、今回の6月補正でおのおの計上することになったものである。

古市三久委員

福島高校の工事の実施に伴う補償の件についてであるが、これは結局何が問題であったのか。

施設財産室長

国の公共工事の施行に関するマニュアル等に基づき工事の前後で調査をしたところ、その工事が原因で現場に隣接する建物等に損壊が生じたことが確認されたため、その補償を行うものである。

何が問題であるのかについては、工事を実施する上でどうしても杭を打設する際に振動が生じた結果、周辺の家屋等に損壊が生じたものである。

古市三久委員

先ほどの説明では、想定外であるからやむを得ないと聞こえるが、本来はきちんと地盤調査をして、杭を打設して、その中で将来問題が生じないようにするのが工事を行う際の前提であると思う。

ところが被害が発生したが、いろいろ話を聞くと想定外であったため、やむを得なかったとなる。

今の説明では、マニュアルどおりにしたから問題はなかったが、結果的に問題が発生してしまったと聞こえる。それでは、次も同様の問題が発生すると思う。したがって、発生させないようにするためにどのようにするのか、きちんとした考えのもとに施工しないと、またこのような問題が発生して賠償金を支払うことになると思う。

今ほどの室長の答弁では納得できない。もう少し丁寧に、このような調査をして、このように杭を打ったが、結果的にこのような問題が発生した。その結果、このような賠償金を支払うこととなったという説明をしてもらいたい。

被害に遭ったのは学校の隣の家屋だと思うが、自分の家が壊されたのに十分な説明がなかったら大変立腹すると思う。ところが室長の説明では、何が問題であったのか伝わってこない。検証して、何が問題で次に再発しないようにするにはどうすればよいかきちんと説明がなければ、私は納得できない。もう一度その事実経過をきちんと説明して、こういうふうには今後にする、マニュアルにこのような問題があったから今回は損傷が起きてしまったとしなければ、再発防止にはならないと思うので、きちんと説明願う。

施設財産室長

予期せぬことが生じたというニュアンスで、私の説明が委員に伝わったとすれば大変申しわけない。

公共工事の場合、町なかの施工であれば当然住宅が連立しているので、支障が出ないように十分な対策を講じるが、それでも工事エリア周辺の建物等に損傷が生じてしまった場合には、国土交通省で示している基準により補償をするもので

ある。適正な工事を実施した上でも、なお発生してしまった損傷である。

古市三久委員

適正か適正ではないか、何を根拠にそれを判断するのか。

家を壊された人は、恐らく工事が適正になされたとは思っていないはずである。適正に行われていればこのような問題が発生しなかったかもしれない。適正ではなかったからこのような事故が発生したのではないか。

そもそも県で施工する際には、きちんと設計して、地盤調査をして、問題なく基礎を打ち、周辺住民にも迷惑が掛からないようにすべきである。それにもかかわらず損壊が発生したということは、施工過程のどこかに欠陥があったのだと思う。どこに欠陥があって、そのようになったのか。

施設財産室長

施工過程に欠陥があったのではないのかとの指摘であるが、施工過程に損壊を与えた原因、欠陥があれば、その原因者が賠償をすることとなる。このため工事においては施工管理が徹底されており、通常一般に当然予想できる範囲内での適正な処置を十分講じた上で施工しており、それでも周辺住民の家屋等に損傷が生じてしまったことから、今回補償するのである。

古市三久委員

今ほどの室長の説明は、適正な工事をしたがふぐあいが出たので金で解決すればよいではないか、ということだと思う。

そうではなく、ふぐあいが出た原因は何だったのか。適正に工事をしたので、ふぐあいが出たのは仕方がない、とはならないと思う。何が原因で杭を打ったら、その振動が伝わって、該当家屋の壁を壊したのか。それをきちんと検証しなかったら、同様の問題が次も起きる可能性がある。工事業者の問題で、業者が謝れば済むのかもしれないが、それを起こさないようにするために、被害者にきちんと原因を説明して理解と納得を得ないといけない。もし、私が隣の家に住んでいて今回のような被害を受けた場合に、今のような室長の説明を聞いたとしても納得できない。今回のケースのように、県は計画どおりに工事を施行していれば、その後問題が発生したとしても、あとは金で解決すればよいということになる。

しかし、きちんと原因究明もしないで、金さえ支払えばそれでよいとするのは、おかしいのではないか。

施設財産室長

言い方に温かみがなく住民に不信、不満を与えてしまうのではないのかとの委員の指摘についてであるが、私も金だけ支払えばよいという気持ちは毛頭ないので、対象となった相手方には十分な説明を行い、きちんと納得を得た上で補償することとしたい。

一般的に工事をする際には、それまでの経験則の中から将来的にどのような影響が出るのかをある程度事前に予測できるので、その想定範囲内で十分な対策を講じることとしている。事前に十分な地盤調査をした結果、どのような施工方法にするのか決めてから着工するが、それでも今回のケースのように、実際の施工の際には予想以上の振動が発生してしまうこともある。これは、施工地における地盤の固さ、やわらかさのほか、周辺地の地盤の固さ、やわらかさにも影響されると思う。

今後は、今回のようなケースについてもきちんと視野に入れながら、事前に十分な地盤調査を行い、可能な限りの対策を講じた上で工事を進めることとしたい。

古市三久委員

そういう問題ではない。

既に発生してしまったことは否定していない。何が原因であったのか、きちんと説明してもらいたい。

例えば、室長が説明したように、何カ所かはわからないが、事前に地盤調査はしていると思う。この調査をした結果、何m下にどのような岩があって、どこに基礎杭を打てばよいのか、また、その杭を打つときに特に何に注意しなければならぬのかなど、工事業者はつぶさに検証し、把握していると思うが、それでも結果的に今回のような問題が発生してしまった。

つまり、地盤調査をこのようにして、たまたまどこかに杭を打ったらそこに何かがあって激しい振動が発生し、その振動が急激に何かを通じて伝わって行って、該当家屋のところを壊したとなるという経緯を聞いている。

例えば無理やり杭を打ったから、その振動が大きくなって近隣の家屋に影響が出たのか。あるいは無理やり杭を打たないにしても、下に何かがあり激しい振動が発生し、それが伝わって、ふぐあいが生じたのか。そのことについて、県教育委員会はどのように把握しているのかと聞いている。

福島高校の工事現場について、地質調査は、何カ所ボーリングをした、杭は何本打ったか、その杭を打った地盤はどのような地盤で固かったから強く力をいれて打ったらその振動の影響で周囲の家屋が壊れたなどを説明した上で、今回のことを今後の県教育委員会の工事にどのように生かしていくのか。

教育長

福島高校の件については、私も報告を受けている中では、当初の予想以上に地盤よりも固い石が下にあったため追加でボーリング工事をしたところ、激しい振動が発生し、それが民家にも伝わったために損傷が発生したものと考えている。

今後は、周囲に対する影響も十分に考慮しながら、慎重に工事を進めていきたい。

三村博昭委員

この工事をする前に、どの程度周辺を調査したのか。

また、145万7,000円の対象は何棟か。

施設財産室長

施工エリアから半径30m以内の家屋10棟を調査したところ、そのうち損壊等の申し出が3棟あり、そのうちの1棟が今回の補償対象で、金額が145万7,000円である。

長尾トモ子委員長

この件については、後ほど詳細を記した資料を提出願う。

施設財産室長

何が原因か、追跡可能な範囲で調査し、後ほど提出したい。

木田孝司委員

教1ページの教育相談推進事業についてであるが、(大)浜松医科大学に委託して、データの集計や分析をしてもらっているのだと思う。対象は小中学生と高校1年生であるが、その膨大な集計結果のデータや分析された内容について、県はどの程度のものを受け取り、今後どのように利用していく考えか。

庁参事兼義務教育課長

今年度については、県の委託事業になるので、当然、結果については、県教育委員会に提出してもらう予定である。学

術的にも大変貴重なデータであるため、(大) 浜松医科大学で、どのような懸案事項があったのかも含め、できるだけ幅広く提供してもらいたい。個人情報の問題もあるので、個々のものについてはなかなかデータをもらえないと思われる。このため、今年度は、概要版についてデータの提供を受ける予定である。

また、県としてもこれまで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣している。課題がある学校、子供についての対応に役立てたい。今年度分は、年度終わりくらいにそのようなデータ、調査結果がまとまるのではないかと。

ただし、昨年までは、国と(大) 浜松医科大学が直接契約を結んでいた。先ほど説明した概要版だけを知らせてもらっていた。

木田孝司委員

できる限りとの説明であったが、私自身はいわき市選挙区であり、いわきの人間として震災直後からずっと心配しており、世界的に例のない原発事故があって、医学的な知見、エビデンスが欲しい医者はたくさんいる。その蓄積がすごく自分のためになるので、いわき地域、原発周辺は、相馬もそうだったと思うが、それらを求める医者や団体が非常にたくさんあり、先ほどの課長説明のとおり、本県の子供たちは非常に健全、ある意味健全、平均的でありながら、その心が優しく穏やかで、なおかつ協調性とか一緒にやっという気持ちは逆に生まれてきている。

まさに被災地のこの状況の中でこそ生まれた子供たちの精神性だと思うが、これはエビデンスとして非常に貴重であり、稀有なものとして蓄積されている状況がある。国と(大) 浜松医科大学で行っていた状況を考えれば、県としては見せてもらう程度でよいと思うが、予算化した上で県が直接依頼する形になるのであれば、本来は全面開示されてしかるべき内容である。

将来の子供たちのために生かしていく、あるいはうまくリードしていく材料として使っていくのであれば、微に入り細に入りそのような生のデータ、あるいはその分析されたより密度の濃い結果が見えてしかるべきであり、それがないと、これからの子供たちのケアができなくなってくるだろうと危惧するが、それらへの対応で特に考えていることはあるか。

庁参事兼義務教育課長

(大) 浜松医科大学の代表の教授や、スクールカウンセラーの代表、あるいは小中学校の校長の代表など、そのような人たちを集めての心のサポート会議を、ピュアハートプロジェクトという大きな事業の中核的な会議として位置づけ、定期的に開催しているが、その中で、これまでも(大) 浜松医科大学から発表があり、今年度は委員指摘のようにもっと詳細なデータを発表してもらい、県として今後どういったことがさらに必要なか検討していきたい。

なお、これまでも、調査結果は個々の子供に全て提供されており、各学校にもこのような状況であるとの学校ごとのデータが既に示されている。

宮本しづえ委員

専決処分に関して、財源更正のところ、社会福祉施設等整備基金からの繰入金全部減額になり、それが一般財源に振り替わっているが、理由は何か。

財務課長

社会福祉施設等整備基金については、その名のとおり社会福祉施設や公共施設の整備、運営に使うため県に設置されている基金である。

この財源更正については、歳入歳出の決算見通しや、県全体の財政運営上の見通しなどを前提として、総務部で、財源の充て方を最終的にそのような形で整理したものである。

宮本しづえ委員

何か制度上や財政の仕組み上の問題があってそうなったのかと思ったが、今の説明では、単にその財源はどこからか持ってくるだけということか。

財務課長

そのとおりである。もともと予算編成のときには、財源として充て込む際には、この財源を使えるということで、いろいろな財源を検討していた。制度的に不備があつての財源更正ではなく、歳入歳出の決算ベースを見据えて、なおかつ県全体の財政運営の中で、どこにどういう財源を充てていくのか、最終的に調整した結果としてこういう財源更正になったということである。

古市三久委員

ふたば未来学園高校についてである。中学校が併設型となることについて、これからの課題、問題というか、評価は何年か先に出てくると思うが、双葉郡の小中学校の生徒は間違いなくいて、例えば広野町でも戻っているところと戻っていないところ、いろいろあると思う。

将来的に、子供たちのことを考えた場合、小中学校では、自治体が戻れば学校も戻らと思うが、全て戻るとは限らない。そのようなことを想定した場合に県教育委員会としては、被災している子供たちの将来的な問題について、どのように考えているのか。

あるいは、ふたば未来学園と中等部を含めてそこに入ってもらえれば大体うまくいって、残った人はその辺の学校に行けばよいということなのか、わかれば説明願う。

庁参事兼義務教育課長

今現在、双葉郡8町村では、先ほど中学校は説明したが、小学校でも再開しているところはあるが、再開している学校における児童の在籍数は非常に少なく、例えば今の小学1年生は、双葉郡8町村全て合わせても37名しか在籍していない。

双葉郡8町村の教育長等から話を聞くと、小学6年から中学1年になるときに、双葉郡内の中学校ではなく、居住地近くの中学校に進学する子供が多く、双葉郡内の中学校への入学者が少なくなる状況である。現実には、入学者が誰もいない小学校もあることから、既存の小中学校を今後存続させるのに、双葉郡8町村では、本当に苦勞していろいろアイデアを出して取り組んでいるが、県教育委員会としても、できるだけ小中学校の魅力化を図って、この学校でしかできないこと、あるいはこの学校に来ればこんなことができますよという提案をしながら支援していきたい。

現に双葉郡8町村の小中学校では、避難先で不登校になったが、ふるさとの学校に戻って来たら、不登校が解消されて元気に学校に来て例もたくさんある。そのようなきめ細かな指導が行き届いているというよさを第一義的にPRしながら、さらに魅力化を図っていきたい。

実際には、子供たちの都合だけで帰還することは難しいが、県内外に散らばっている子供たちが一人でも多く通学できるようになれば、児童数も回復すると思う。将来的に双葉郡8町村の小中学校をどのようにするかについては、各市町村がしっかりと先を見通しながら考えていると思われ、県教育委員会としてもできる限りの支援をしていきたい。

古市三久委員

各町村でも自らが帰還するにせよ、子供たちが戻ってこなければ、なかなか将来を見通せない。しかしながら、私も双葉郡に20年間ずっと住んだり通ったりしていたが、教育問題に対する考え方はいろいろあり、特に川内村では子供を高校に通わせるのが大変であるなどの課題がたくさんあった。

ところが皆が便利なところに行ってしまうと、いろいろな学校が選択できて、そこへ行くことが優先されるので、戻すことはかなり至難のわざであることは間違いない。

将来的なことは不透明で誰にもわからないが、多様な教育ということを考えて、戻す戻さないだけではなく、そこに住んでいる子供たちの考え方を優先させた対応であるとか、学校や義務教育のあり方などについて、考えていく必要があると思う。

そのようなことを言えば、双葉郡に帰らなくてもよいのではないかということにもなりかねず、逆に怒られるかもしれないが、現在、避難先で生活している子供たちが、よりよい教育を受けられるように、県教育委員会としても、しっかりと対応してもらいたいと要望しておく。

椎根健雄委員

関連して、ふたば未来学園の中学校は1学年60名だが、2クラスと考えてよいのか。あるいは3クラスになるのか。

高校教育課長

原則は2クラスを想定しているが、双葉郡8町村からの要請で、いわゆる双葉郡出身の子供たちの受け皿校としての役割も担ってほしいという話をもらっているので、その部分について若干幅を持たせ60名程度という形で表現している。

椎根健雄委員

2クラスであれば、各クラスはそれぞれ目指すところが違う人、例えば医師やスポーツを目指す人ごとに募集段階からクラス分けするのか、あるいは、3年後の高校進学で分けるのか、考え方があれば説明願う。

高校教育課長

学級編制については、全部均等にさまざまな志を持った子供たちが同じクラスで勉強できるような環境をつくっていきたい。高校も3系列あり、ことし始まったふたば未来学園でもアカデミック、トップアスリート及びスペシャリストというそれぞれの系列に即した子供たちが、それぞれのクラスにまじり合って、今、学んでいるので、同じ形に中学校もしたい。

椎根健雄委員

まじり合って勉強するということが、起業家や技術者、医師、そしてトップアスリートになるためには、医師なら勉学を重視した学習体制、トップアスリートならスポーツや運動に重点を置いて学んでいかないと、トップレベルまで届かないのではないか。2クラスとあったので、勉学中心と運動中心のクラスにそれぞれ分けるのか質問した。

新しい学校において、子供たちが目標に向かって育っていけるように学校としても取り組んでもらいたい。これは要望とする。

水野さちこ委員

中学校における免許外教員について、地域ごとの数がわかれば説明願う。

また、ゼロでないのであれば、今後どのような目標を持って進めていくのか、あわせて説明願う。

庁参事兼義務教育課長

免許外教員の今年度の状況であるが、地域ごとの数は出していないので、後ほど回答したい。

ことしの状況だが、5教科については、社会が3名、その他はゼロとなっている。

技能教科は、特別支援学級も含めて268名、全体で271名となっている。

昨年度325名、一昨年度の569名と比較して、大分縮減を図ってきたが、標準法の縛りもあり、3～5学級のところは定数だけで10教科分の教員が揃わない決まりとなっているので、非常勤講師や兼務の発令により対応しているが、この辺はどうしても免許外を張らざるを得ない状況になっていることも理解願う。

縮減に向けては、5教科のうち社会科の3名を除く4教科はゼロとなったので、残りの社会科もゼロとなるよう、今後しっかり学校の指導と教員配置に配慮し、残りの技能教科4教科も、できるだけ免許外教員を解消するための人員配置について今後検討していきたい。

長尾トモ子委員長

地域ごとの人数については、後ほど資料提出願う。

庁参事兼義務教育課長

そのようにする。

宮本しづえ委員

中高一貫校の関係で、先ほどの答弁の数値を確認したい。

県としては、制度として中学1年生については30人学級を導入しているので、60人程度ということは、2クラスではなく3クラスもあり得るといふことか。

高校教育課長

2ないし3クラスということで、60人を上回るような場合には、クラス増も想定しながら検討したい。

宮本しづえ委員

ふたば未来学園中等部の話は、少なくとも双葉郡の小学校を卒業してこの中学校に入りたいと希望している子供たちが60人以上となった場合は、当然義務教育であるので希望者を優先的に全員入学させるべきと思うが、高校と同じような選抜という考え方をとるのか。あるいは、60人程度という幅を持たせていることから、このように考える余地があると理解してよいか。

高校教育課長

県立中学校なので、基本的には入学者選抜を実施することとなる。その選抜方法については、もう少し時間をかけて双葉郡8町村とも協議しながら検討していきたい。ことし、ふたば未来学園高等学校では、152名の出願があり、入学者選抜を実施して、結果として全員が合格となったが、中学校においてどのような選抜をするのかも含めて、まだまだ時間をかけて協議、検討していきたい。

宮本しづえ委員

検討の余地がまだあると私は受けとめた。少なくとも義務教育であるので、双葉郡の子供たちが、この中学校を希望するのであれば、基本的に全入を認めるべきと思うので、そのような方向で検討願う。

次に、公職選挙法の改正があり、18歳の選挙権が来年度の参議院議員通常選挙から施行される。これまで高校においては、基本的に政治教育はしない、なじまないというような考え方があったが、今度は高校生も選挙権を行使することになるので、どのようにして主体的な主権者を育てていくのか、高校教育にとっても重要な課題になると思う。

1969年に文部省が、政治教育には基本的にかかわらないという通達を出した経過があり、この通達は現在も生きていると思うが、選挙権が行使されることにより、当然撤回されると理解してよいか。

高校教育課長

1969年、当時の文部省の通知であるが、政治的教養の教育は極めて重要であり、そのための政治教育も当然のことである。ただし、その政治的な中立性をきちと担保しながら、特定の政党にかかわるような教育や政治的な活動は峻別しなくてはならないということである。

現在の学習指導要領においても、政治参加の重要性やもろもろの政治教育は公民科を中心として実施しているので、この部分は何ら変わるものではないと考えている。

宮本しづえ委員

実際の教育現場では、そのようには受けとめられていない。例えば私立高校であれば、私学助成をもっとふやしてほしいという署名活動ですら高校生にはやらせないのが実態である。それも政治活動だからだめだということで、極めて一般的に、政治的だと思われる活動については、高校生には認めないという考え方が現場にはある。

しかし、今度は選挙権を行使することができるようになる。当然それは自分がどういう政治を選択するのか、高校生に自由が保障されるので、政治活動や選挙活動の自由は、原則的に認めなければならない。余り変わらないと課長は説明したが、現実には変わらざるを得ないと思う。

そこで、文部科学省は、そういうことについて学校としてはどうするのか、これから手引をつくらと言っているが、その手引は既に届いているか。

高校教育課長

政治教育については、さきの通知でも重要とのことであるが、1969年の通知から生徒の政治的な活動は望ましくないということで、それを抑えるような内容であった。

今回の法改正に伴って、文部科学省はその部分を見直して、通知を発出すると国会等でも答弁しているようであるが、現時点で通知はまだない。文部科学省と総務省が、今共同で準備をしている副教材もまだ届いていないので、そうしたものをしっかり受けとめた上で、具体的に学校へ指導していきたい。

宮本しづえ委員

まだ届いていないということなので、届いた段階で適正に対応してもらいたい。

その際に本県の子供たちがこれから政治選択をする上で、非常に重要な施策となるのは、原発政策だろうと考える。

実は県内の教育現場では、放射線や放射能の教育はするが、原発そのものについての教育は、基本的にはしないことになっている。教育長はそれを知っているか。

教育長

学校で原発について教育しないとされていることは承知していないが、いろいろな子供会議などに出席したときに、子供たちそれぞれに自分なりの考えでいることを感じている。

宮本しづえ委員

教育長は知らないが、現場ではそのようになっていて、県が示した手引のとおり教育しなさいということが、実は現場では通知をされていて、原発や原発政策そのものに触れるようなものは、現場ではほとんどできない状況になっている。

この原発事故の被災地である福島の子供たちに対する本県の教育が本当にそれでよいのか、問題提起をしたい。

教育長がそんなはずはない、当然すべきだという認識があるからだと思う。

高校生が選挙権を持つという新しい状況下ではきちんとした原発政策を学習させることを、ぜひ現場で徹底されるよう要望しておく。

古市三久委員

先日、いわき翠の杜高校の校長の話を書く機会があった。大変厳しい環境の中で、子供たちが、学校生活をしている、学校に来て勉強しているということであった。

学校は、生徒の数によって先生の数が決められているし、いろいろな先生もいる。

しかし、働きながらとか家庭の事情を抱えながらとか、あるいは不登校であった生徒が高校に通学するようになったなど、そのようなことを抱えながら学校に来ている子供たちを見ると、標準法による先生と生徒の数ではかれないさまざまな問題が発生している。

ソーシャルワーカーなども配置をされて、震災以降いろいろと運営してきたが、それでもなお大変な状況である。

したがって、ソーシャルワーカーや子供たちの生活をサポートできる先生などがいなければ、学校運営が成り立たないという話であった。

そこで、働きながらとか家庭の事情を抱えながらとか、勉強する子供たちはとても大事にしていかななくてはならない。そういう方々が社会に出て、しっかり社会の一構成員となってしっかり社会を支えていくようにするためには、そのような高校時代の問題が重要だと思う。

同様の学校は県内に幾つかあるが、特に子供の貧困の問題が言われていて6人に1人は貧困だと言われている。そういう子供たちをきちんとサポートできる学校の体制やあり方を考えなければならないと思うので、そのような人を十分に配置できるような体制を整えてもらいたい。昨年までは学校に1名配置されていたが、今後はエリアで配置されサポートがしにくくなったという話もあった。そのような学校には、サポートする人を1名配置できるような体制をすべきと思うが、考えを聞く。

庁参事兼義務教育課長

スクールソーシャルワーカーの配置は義務教育課が所管しているが、委員指摘のように、翠の杜高校は、本来事務所に配置すべきスクールソーシャルワーカーをいろいろな事情や困難があり相談の回数が増えるという配慮のもとで学校現場に配置した。今年度はいろいろな市町村立の学校や県立高校からの要請に応じて相談業務に当たるのが原則であるので、事務所に配置している。

スクールソーシャルワーカーについては、非常に要望が多くなっている。資格要件として、原則は社会福祉士や精神保健福祉士などであるが、これらの有資格者は既に市町村役場等に勤務しており、県で募集してもなかなか応募がない状況である。そのため、例えば保健師の資格、養護教諭の経験者などを準ずる職としてスクールソーシャルワーカーに充てて配置しているが、なかなか人材がないのが課題である。

この辺は福島大学でも養成しているので、大学と連携を図りながら、もっと数多く有資格者を養成してもらおうとともに、県としても有資格者が勤めていない人や準じた職で勤務できる人の発掘に努め、今年度も昨年度より3名ふやした。次年度はさらに拡大できるよう人材発掘に努めたい。

古市三久委員

スクールカウンセラーよりも、スクールソーシャルワーカー、行政との関係などでいろいろサポートする人材が必要との話である。

確かにスクールソーシャルワーカーは資格をとるまで大変であることから、数が少ないと思うが、それに準じた、例えば教員を退職した方で、それなりに精通している人などを雇用して、それらの手助けをすることも含めて検討してもらいたい。

そうでなければ、ソーシャルワーカーをふやしていくことはなかなか困難だと思うので、便宜的にということではないが、子供たちや学校も安心できる状況をつくり出すことについて、さまざまな方法でやってもらいたい。これも要望にしておくので、来年度までに検討してもらいたい。

三村博昭委員

教育長説明要旨の2、3ページで「ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト」とあり、その次に生徒の体力、運動能力の低下、さらには栄養の問題等もある。この本県独自の運動身体づくりプログラムの定着や体育授業への支援等のためにとあるが、運動身体づくりプログラムとは何か。

健康教育課長

これは、平成18年に本県が作成し、26年に改訂したプログラムであり、体育授業の準備運動等に使い、誰でも手軽に導入できる身体づくりのプログラムであり、全部で11種目ある。時間にして約10分程度であり、本県の子供たちの体力の実態から、リズム、腕支持、逆さ、投感覚などの運動感覚を育成する準備運動に使える動きである。これらを体育の授業の準備運動として取り入れることによって、体力づくりに生かしていこうというプログラムである。

三村博昭委員

平成18年につくられたのか。

健康教育課長

平成18年度に一度作成したが、マンネリ化が出てきたことと震災後に運動制限、外遊びの制限等により体力のが落ちてきたことから、もう一度、本県の子供たちの現在における体力の実態を、県として11種目に整理して26年度に各小学校へ周知したところである。

三村博昭委員

約10年前に考案したものが、大変役立っているのであればよいが、内容を改訂したことにより、このプログラムの効果はかなり期待できるのか。

健康教育課長

10年前に作成したプログラムであるが、最初は、初めての作成であったこともあり、なかなか現場に導入しにくいとの課題も出ていた。

そこに震災があり、運動制限等により体力が低下してきたときに、今の子供たちにどんな力をつけることが必要か現場の教員の意見も聞きながら、どのような動きをすればこの課題を解決できるのかについて、大学の先生方にも指導してもらいながら、11のプログラムに厳選して作成し直したものである。

三村博昭委員

10年前につくったものが、マンネリ化したからかどうかわからないが、余り普及しなかった。しかし震災後、4、5年目に入っているが、改めてこれらを使った体力づくりに取り組みたいとの説明だと思うが、ここでの体育専門アドバイザー

一とのかかわりはどうか。プログラムとアドバイザーを派遣し、運動を楽しむ〜とあるが、これらの方々は、もう既にマスターしていつでも派遣できる体制があるか。

また、アドバイザーは、正規雇用か、あるいは講師として採用するのか。

健康教育課長

小学校の体育アドバイザーの件であるが、先ほど説明した運動づくり身体プログラム事業との関連があり、これを小学校の体育授業に定着させるため、授業の中でアドバイザーがプログラムのポイントなどを子供と一緒に動きながら指導する。授業での活用を中心に組み立てられており、既に6月中に県内7教育事務所に10名を配置したところである。

また、採用については臨時採用となっている。

三村博昭委員

今一番心配されているのは、児童生徒の体力の低下である。実際に運動会などに行くと、かなり丸い体型の子供たちがよちよちと100mや50mの徒競走をしている。こうした子供たちの姿を見たときに、もっとスマートな子供に育てることはできないのかと感じた。

体育専門アドバイザーは、運動身体づくりプログラムだけを指導するのか。あるいはもっと専門的なことも指導するのか。そうであれば、どのような専門的な指導をするのか、説明願う。

健康教育課長

体育専門アドバイザーは、小学校における体育的な活動にかかわるもの全体について、学校の要望に応じて対応することになっており、主に授業の中での運動身体づくりプログラムの普及や、そのほか休み時間や放課後など、最近の子供たちに不足していると言われていた外遊びなどを子供たちと一緒に動きながら、遊びのリーダーとして活躍する役割も担っている。また、体育の授業の充実のため、担任の教師とともに、体育の授業で使う教材と一緒に作成するような手伝いもすることで、体育の授業を中心としながら学校のニーズに応じて活躍してもらうため派遣したものである。

なお、派遣前に運動身体づくりプログラムの研修会を2日間にわたり実施した。

三村博昭委員

専門アドバイザーは、資格を持った人が当たると思うが、その資格の認定や有無については、どのような考えで取り組んでいるか。

健康教育課長

専門アドバイザーの資格は、小学校の教員免許、または中学校、高校の体育の教員免許の保有を条件として募集した。特に、中学、高校は体育の教員免許であることから、体育の専門的な知識を身につけた方々である。

三村博昭委員

体育アドバイザーであるが、教員の資格というよりは、体育関係の専門的な資格を有する立場の人は採用しないのか。

健康教育課長

小学校または中学校、高校の体育の免許保有者であることを、基本的な資格として募集したが、中には社会体育やレクリエーションなど社会的な体育活動において貢献した人も含まれていた。

三村博昭委員

期待している。

次に、栄養指導を行う医師や栄養士などの専門家を派遣するとあるが、学校に給食担当の栄養士はいないのか。学校にも栄養士がいると思うが、あえてこのために栄養士などの専門家としているようだが、なぜか。

健康教育課長

栄養職員は全ての学校に配置しているものではなく、配置していない小中学校や高校もあるので、それらに栄養教諭を派遣するものである。

三村博昭委員

栄養士も含め、医師の表現もあるが、これらの位置づけは職種上どのような立場になるのか。

健康教育課長

職種であるが、栄養教諭は県職員である。

次に、栄養指導を行う医師であるが、地域の実情に応じて、各地域に小児科医や学校医もおり、歯科医もいるので、各学校の健康課題と食育を関連させながら、適切な人材がいれば要望してもらい、県がそれらの報酬等について負担するものである。

三村博昭委員

現場の教員を補佐する意味合いが強いのではないのかとの思いで質問した。

なぜ、そのような質問をしたかと述べれば、私は子供たちの部活などを通じて活動の実態をずっと見てきた。正規の教職員と、講師の立場で、子供たちの指導に当たっている方のスポーツ分野の部活等を見ると、どちらかと言えば、講師の立場で、子供たちに接している教員の方が、生徒との関係が非常に密である。

なぜ講師の立場の教員が正規の教員よりも子供たちに慕われるのかとの思いでいたが、そのような立場の人が教員となり、子供たちに慕われて、しかも体力も競技力も向上するなど本当に役立っている人の姿を見ると、この方法もある意味では効果が生じることにつながっているのではないか。

しかしながら、引き抜かれる場合もあるようだが、いずれかの時期には、どこかに転勤ということでもなくその方々の姿が消えていく。県教育委員会が子供たちの体力や運動能力の低下、あるいは技術力の向上に寄与するためであるならば、専門家、体育の専門アドバイザーという言葉を使う限りは、こうした人たちが現場の仕事に対してより積極的に行動できるように、長期間、あるいは正規教員が勤務する期間、雇い入れるぐらいの考え方で取り組んではどうかと思うが、教育長が本当に本県の子供たちの未来を考え体力や競技力の向上も含めて大事にしないでと考えると、講師の立場でしっかりと取り組んでいる人たちの将来の生活が確実に保障される状況をつくることはできないのか。

教育長

先輩方の指導のもと、多くの教員や講師は、本県の子供たちが元気に頑張れるよう取り組んでいる。委員指摘の講師であるが、我々も教員採用試験をしているので、そのような若い人にはどんどんチャレンジしてもらい、正規採用という形で頑張ってもらいたい。

また、これら講師の中には、退職した後で資格をとったり、もともと体育免許を持っている人もいるので、それらの方々には、経験を生かした形で、子供たちの指導に当たってもらおう形で、雇用期間はあるが、その期間の中でしっかりと子供たちの指導に当たってもらいたいと考えている。

古市三久委員

説明要旨の3ページ、自分手帳（仮称）について聞く。具体的な大きさやどのようなことに使用するのかなど説明願う。

健康教育課長

ただいま作成中であり、現在の進捗状況で述べれば、自分手帳（仮称）は、運動面、それから健康面、食生活面について、それぞれ小学校1年生から高校3年生までの12年間について記録できる。小学校4年生から配布して、1年生からの記録も記入するので合計12年間なる。

その時々体力の状況、これはスポーツテスト等の結果になるが、こういったものや、自分の健康面では、健康診断が毎年あるので、身長や体重などを記録する。また、食生活面では、1日の食習慣、朝食を食べた食べないなどであるが、あるいはおやつやの量が幾らかなどを、運動・健康・食生活の3つの面から、その時々自分の姿を記録することができる手帳である。

そのほかに資料として、望ましい食生活や運動などの資料編もつけ、全体で4部構成となっている。これらを配布して、健康や体力の状態を自分で管理しながら、みずからの健康増進、健康な生活に生かしてもらいたいと考えている。

古市三久委員

この自分手帳（仮称）は、全国に類似のものはあるか。

また、導入する理由としては、東日本大震災の影響があるので、このようなことをすることにしたのか。どのような検討をしたか、導入経緯を説明願う。

健康教育課長

詳細に調査したわけではないが、全国的にも大変珍しい取り組みとしてマスコミ等からも取材等の申し込みが多い。したがって、全国で初めてではないかもしれないが、非常に珍しい取り組みと理解している。

次に、導入の過程であるが、東日本大震災以降、原発事故等もあり、子供たちの体力不足、運動したくてもできない状況、それから、今、それに伴って肥満の子供たちの出現率が高い本県の課題を受けたときに、これらを改善するためには、どのような方法がよいのか検討して、これまで運動は運動、食育は食育、学校の保健は保健というように別枠で考えてきたが、子供の体力向上や肥満防止の点からはそれぞれ関連があるので、一体的に事業を進めるべきではないかと課内で検討し、作成することとした。

古市三久委員

小学校4年生から高校1年生まで配付し、小学校1年生から高校3年生までの12年間分を記録するとの説明であったが、小学校1～3年生と高校2～3年生はどのような扱いとなるのか。

健康教育課長

基本的には、自分で記録して管理する大前提があるので、小学1～3年生はまだ自分で記録するのは難しいこともあり、4年生のときに配布して、1～3年生分も記入する。

それから、高校1年生までというのは、現在のところ配布が11月ころと考えており、その後の使用する期間を考えると、ことしの高校1年生まで配るのが適切だと判断した。

古市三久委員

健康診断とは学校で行う健康診断のことだと思うが、小学校1～3年生の診断結果は、児童が4年生になり配布される

ときには既に記載されてるという理解でよいか。

健康教育課長

学校には毎年の健康診断の結果を公的な表簿として保管しているので、学校がその資料を本人に提示して児童本人が記録することで考えている。

古市三久委員

これはすばらしい手帳だと思う。本県は原発の事故によって、甲状腺の問題などいろいろと言われている。そのようなことも含めて、例えば18歳以降になって本県から離れたときにはどうするのかなど、指摘されている問題もあるので、そういうことにも使えるような手帳にすることも考えるべきではないか。教育委員会がそのことについてどのように考えているのかわからないが、自分の健康についての履歴が記載されるわけだから、これ以外で健康に対して必要と思われる項目があれば、そのようなことも含めて記載するようなことも検討して、本県に生まれた一人として、この手帳が一生使えるのかどうかも含めて、今後検討していく必要があるのではないかと思うが、どうか。

健康教育課長

現在、検討を進めているところであるが、資料編の中に、健康運動のお役立ちホームページ、どこにアクセスすればどのような情報が得られるかという内容も取り入れる考えであり、健康の中に、その時々病気や受診した検診などを記述できる欄もあるので、そのような活用の仕方について、今ほどの話を参考にしながら、これから話し合いを進めていきたい。

宮本しづえ委員

関連して聞く。課長の説明では、基本的に自己管理という話になる。教育の中で取り組むことから、これを教育にどのように生かしていくのかという観点が大事であるので、自己管理だけでよいのだろうか。

今県民健康調査をしており、回答した人には、大きなファイルが届く。これも基本的には自己管理であるが、余り利用されていないのではないかという気がしている。だから、同じようなことになるのではないかという懸念があり、先ほど古市委員が指摘したように、もう少し中身が生かされるものとして考えた方がよいと思うが、県民健康調査とこの自分手帳（仮称）はどのような違いがあるのか、もう少し詳しく説明願う。

健康教育課長

基本的に、健康状況について自分で記入するので、自己管理という表現を使わせてもらった。この手帳は、学校と家庭を行き来するかけ橋として考えており、保護者にもこの手帳を見てもらい、1ページ目には子供に対する言葉かけや食事の工夫などが保護者の皆様へとして記載しており、また、教員が授業の中で活用できるような取り組みも記載している。

現在、この自分手帳（仮称）の開発と並行して進めているのは、この手帳を学校、特に授業でどのように活用すれば、より子供たちの体力向上や肥満防止につながるかということで、自分手帳（仮称）の活用マニュアルを作成中であり、授業でもこれを使ってもらう。また、これを媒介にして家庭との連携にも使ってもらうような役割を持たせることを考えながら、この手帳の開発に当たっていきたい。

宮本しづえ委員

今回特別支援教育について、全体計画に基づく整備指針ができて、相馬養護学校を南相馬市鹿島区に移転新築して、さらには玉川村に設置するとされた。全体計画のときも同様であるが、実際にはふえていく子供にどのように対応していく

のかという全体計画そのものの見直しが必要ではないかと考えるが、そのことについて、今どのような検討をしているのか。

特別支援教育課長

まず、特別支援学校に在籍している児童生徒数は、確かに震災後も相変わらず増加傾向が続いており、平成32年ぐらいまではふえていくと想定をしている。このため、現在はこの全体整備計画をもとにして、今回のこの整備指針で示したように、学校を分校設置する対応で考えていきたい。

宮本しづえ委員

ふえ続ける特別支援教育を必要とする子供の数に対し、分校をふやしてしていけば何とか対応できるという考えなのか。

特別支援教育課長

現在のところ、どこまでということはないが、全体的な出生数が減少していることを踏まえ、特別支援教育が必要な児童生徒数がこれからも際限なくということではなく、ある程度のところまではふえていくのではないかと見ているので、それまでの間は、分校等を設置して、子供たちの負担軽減を図りながら、教育環境の整備に努めたい。

宮本しづえ委員

実際に全国的にもふえており、本県もふえている状況で、課長が説明したように、一定のところでは数がとまるかどうか何とも言えない。廃校のところを分校にして何とか施設はそれで間に合わせるようなことだけでは、抜本的にはもう対応できなくなりつつある、現実にもそのようになってきているのであろうと私は理解をしている。

分校方式だけではない、さらに学校の増設も含めた全体計画の見直しももう一度必要だろうと考えているので、そういう点で再度検討願う。これは要望として述べておく。

丹治智幸副委員長

18歳以上が有権者になっていくことについて、教育庁として、どういう方針で、どのような学校運営を進めていく考えか聞く。来年の参議院議員通常選挙から有権者の年齢が18歳に引き下げられる。先ほどの説明で、政治教育については述べたとおりだろうと思う。今後は、18歳の子供が政治運動と選挙運動ができるようになることと、学校運営とのかかわりが出てくると思う。

例えば、バイクに乗れる18歳の子供がバイクに乗って通学してはいけないとか、アルバイトはしてはいけないなど校則で決めたりする。また、部活やサークルをやりたいなど日常的な政治運動をやっていききたいという生徒がいたらどうするかなど、学校運営をする上で直面する課題がたくさんあると思う。

例えば、夏休みに選挙があつて、ウグイス嬢のアルバイトをすることは、政治運動としては何の問題もないが、校則に抵触して停学になった場合など、それはその子供の人生にとってどうなのかなど、直面する課題があると思う。

そこで、次回の参議院議員通常選挙までに、教育庁としてどのような方針をとるのか、説明願う。

高校教育課長

さまざまなケースが想定されると思う。先ほどの1969年通知の見直しがなされて、それが間もなく文部科学省から届くであろうことから、それを踏まえて、速やかに具体的な対応をしたいとしか現時点では言えない。

本当にさまざまなケースが考えられ、報道等によれば、文部科学省では学校内での政治活動はある程度は抑制して外で、という大きなスタンスは持っているところがあるが、その通知を見ない限りは次に動き出しができないこともあるので、通知の

中身をしっかりと見て、また、全国の状況等をきちんと把握した上で、学校に対して、速やかに指導していきたい。

(6月26日(金) 企業局)

宮本しづえ委員

いわき四倉中核工業団地第2期区域の見通しについて聞く。これは企業が決まっているのオーダーメイドではなく、開発をするということである。ここをイノベーション・コースト構想の一環としても位置づけ、医療機器関連産業などを集積したいという構想としての願望はあるが、その見通し、引き合いはどれくらい具体的な話があって、県としてこのような計画が立てられているのか、今ひとつ見えない。現状はどのような状況にあるのか。

販売推進担当課長

いわき四倉中核工業団地第2期区域の見通しについてである。本会議の答弁にもあったが、今年度は実施設計で、来年度から造成し、おおよそ平成30年春の造成完了に向け取り組んでいるが、これまでの工業団地に比べて大規模区画でもあるので、価格及び事業者の販売決定から着工に至るまでの計画についてもそれなりに長期間要するものと考えている。我々としては、30年春の造成完了を待つことなく、速やかに造成完了後の販売につながるような企業誘致活動を現在展開しているので、地元いわき市とも連携しながら、早期の引き合いの確保に努めていきたい。

宮本しづえ委員

かなり大きな区画で造成したいとのことであるが、区画が大きければ逆に企業が来なかったときのリスクも大きい。大きな区画をつくる場合には、それなりに相当な事前の見込み、引き合いがあつてのオーダーメイドであれば、大区画としての考え方は成り立つと思うが、そのような区画の整備の手法で大丈夫なのか。

局参事兼経営・販売課長

区画についての考え方であるが、市町村と県、市町村の工業団地との役割分担があり、県の工業団地については、例外はあるが比較的大きな区画を整備する。またこのいわき四倉中核工業団地第2期区域については、浜通り地区の復興を大きく支援したいという考えのもとに整備していることから、現在は大きな区画で整備する形で実施設計を進めているところである。

三村博昭委員

浜通り南部の復興を加速させるための工業団地造成の話があつた。

震災直前に、県南地区に30haの土地の開発を打ち出したところであるが、不幸にして中断し既に4年が経過したが、それ以降、担当部局に、その後どのような展開がされるのか説明を求めて「必ず実施する」との説明を受けてきたが、局長がかわった時点で、どのように引き継ぎをしたのか説明願う。

企業局長

今ほどの件については、詳細な引き継ぎを受けている。さまざまな角度から、いろいろとクリアしなければならない問題もあるので、そのようなことも含めて頭に置きながら対応したい。

三村博昭委員

震災からの復興を加速化させることは、本県に課せられた大きな課題である。

しかしながら、現時点での取り組みを見ると、浜通りの被災状況から見れば、浜通り地域の開発が必要であるという考え方も当然理解できる。復興を加速化させるという考え方、なおかつ、地方創生との絡みの中で考えた場合は、浜通りのみならず、県中、県南あるいは会津と各地域に企業進出を求めることが、雇用拡大につながるであろうと考えるが、さまざまな問題との説明を聞くと、どのような問題を解決しなければならないのか、考えがあれば説明願う。

企業局長

県営工業団地としてどのように取り組むかは、企業局の課題であるが、県全体の立地政策の中でどのような観点で、どこを進めるかは商工労働部と県全体としての考え方の整理が必要になろう。委員指摘の件については、詳細な引き継ぎを受けている。そして、具体的な県外等へのPR活動の中では、そのような部分についても対象にして取り組んでいるところであり、引き続きそのような形で対応したい。

三村博昭委員

時代が変わるとさまざまな課題が生じてくるということであるが、既に県が開発を表明したものについては、その時点で、さまざまな課題を整理した上での取り組みであると我々は理解するので、これからも過去の実情や実態について、取りやめとなった背景なども含め十分に検討して、なおかつ、白河地区においてそれぞれ計画した工業団地は、順調に企業進出が見られる状況があるので、そうした点も踏まえて、県南地方の発展のための考え方をしっかりまとめて取り組んでもらいたい。

木田孝司委員

いわき四倉中核工業団地の件であるが、地元ということで私からも何点か聞く。

まず、いわき市と連携して進めるという話であるが、具体的に連携とはどのようなイメージか。

局参事兼経営・販売課長

いわき四倉中核工業団地第2期区域については、実施設計を中心に進めているが、その中でいわき市が行う開発行為の許可や団地内への関連公共施設、団地内の道路、上下水道などの整備もあるので、いわき市との役割分担のもと、連携して進めていきたい。

また、販売についても企業局のみならず、いわき市や県の関係部局とも連携しながら進めたい。

木田孝司委員

今ほど説明のあった上下水道、あるいは域内の道路もそうであるが、そこへの導入路でいうと、宮本委員がつくってしまっただけなのかと懸念している部分で考えれば、当初のスタート時点の設計、イメージからすると、現地の今の状況は、立地条件として少し足りない部分、画竜点睛を欠く状況があるのは承知していると思う。

私としても、それ自体いわき市の責任で行うべきだと承知しているが、そこから踏み込んで考えると、連携という中でそのような懸念を払拭するための条件を整えていく、県の責任としていわき市にもっと強く言ってもよいのではないかと。当然いわき市の中の問題であるが、それぞれいろいろつくり込みしていくに当たって所管の問題があって、受ける側としては承るが、自分の責任では何ともしがたいと言っている部分があると聞いている。それも説明の中にあつた、連絡調整をしながら、県と市はイコールパートナーであると思うので、そこはきちんと造成していく側の責任は果たし、その周りの環境を整えていくいわき市側の責任も果たしてもらおうということで、遠慮せずいわき市へ言ってもらいたい、どう

か。

局参事兼経営・販売課長

アクセス道路のことも含めてだと思うが、基本的にその部分はいわき市が事業主体となって進める、もしくは今後の交通量の変化や需要の動向を踏まえ、今後検討していくものと考えている。

企業局としては、事業実施主体として工業団地整備に取り組んでいるが、今後いわき市の検討状況も踏まえながら、連携協力して進めていきたい。

(6月26日(金) 商工労働部)

宮本しづえ委員

議案第11号、ふくしま医療機器開発支援センター条例について聞く。この施設は、全国的にも珍しい施設であるが、どのような施設として考えればよいのか確認しておきたい。

まず、この指定管理者としてどのような団体が考えられるのか。

次に、施設の運営体制、あるいは、評価をするために専門家の配置が必要になると思うが、どのように考えているのか。

次に、この施設を利用する実際の事業者は、どのような利用者を見込んでいるのか。

次に、使用料を設定するときに営利と非営利の区別をしている。利用者はほとんどが事業者だと思うが、そのときに営利と非営利はどのように区別するのか説明願う。この類似施設は恐らくないので、我々も比較するものがない。使用料を設定するときに、これが適正かどうかという判断が非常に難しいが、類似のものがあれば参考までに説明願う。

医療関連産業集積推進室長

医療機器開発支援センターについては、研究開発から事業化まで一体的に支援する国内初の本格的な医療機器の支援センターになる。

その利用者についてどのような者を想定しているのかであるが、県内の企業、医療機器を製造しているメーカー、それから、県内に限らず全国の医療機器メーカー及び海外の医療機器メーカーであり、メーカーが持ち込んでくる新しい医療機器、例えば新型カテーテルやステント、新型内視鏡などの安全性を当センターで評価していく。そのデータをつけて、厚生労働省等に申請し、薬事承認が得られて、市中に出回る仕組みになる。また、安全性評価機能のほかに4つの機能がある。1つは安全性評価機能、もう1つは人材育成機能であり、医療従事者の模擬訓練等を当センターで行う訓練機能もある。次に、県内企業と大企業のマッチングである。利用者としては、医療機器の製造メーカー、あるいは部品メーカーが主体的に使う。もう1つには人材育成機能があり、医師や看護師などの医療従事者に来てもらい、当センターで先ほど説明した医療機器メーカーが開発した新しい医療機器を使い、供試体として生身の豚に、実際にいろんな医療機器を提供し、その手技をトレーニングして高めていく機能もあるので、医療関係者もここに集まっていくという考えである。

次に、指定管理者としてどのような機関を想定しているかであるが、この建物の管理運営を想定する団体として、平成25年5月に福島医療機器産業推進機構を、300万円ほど出捐して立ち上げたところであり、この推進機構が当センターを運営することを想定している。

次に、営利と非営利であるが、条例上、研修室や多目的ホールを貸し出す場合に、非営利の場合は、現行の値段で、営利の場合は2倍の額で貸し出すことになっている。非営利とはどういうものかと言えば、例えば学会、学術機関がここに集まって、いろいろな情報交換を行う、あるいは県が設置している福島県医療機器産業協議会のような協議会組織が集まり、セミナーや講習会を開催するような場合も、非営利に該当するものと考えている。営利の場合は、一企業、一メーカーが、

例えば新しい医療機器を販売する、その販売広告のために、例えば講習会等をここで開催する場合には、営利に該当するというで通常の2倍の額を徴取することを考えている。

次に、類似施設であるが、国内では神戸にメドテックという、ここよりかなり小規模であるが豚を1、2頭入れて、そこでちょっとした評価をする施設がある。この例も少し参考にはしているが、本県の規模とかなり違うので一概に当てはめることはできないことから、アメリカにある類似施設を参考に料金等を算定したところである。為替相場もあるので少し変動しているが、ほぼ同額程度の価格設定になっていると思う。

次に、当センターの運営については、医療技術者や看護師、あるいは医療機器メーカーの専門技術者らが集まるので、より高度な専門性を有する技術者が不可欠であると考えており、現在、運営主体として想定している福島医療機器産業推進機構において医療機器メーカーの経験者などを募集し、来年度の開所に向け、来年の秋口までには50人規模の専門家で構成される組織体を実現するものと考えている。

宮本しづえ委員

当センターは評価をして、その企業にとっては評価をされることでどういうメリットがあって、それが販売につながるのか見えてこない、この施設の意味がないと思う。評価するには世界的な最先端の知識や技術や経験がなければ、実際に評価するのは難しいと思う。それなりの人を集めるのは相当大変で、特に研究機関とどのように連携するかが非常に重要だと思うが、県内には日本大学工学部のほかには、工業系の大学がたくさんあるわけではないので、相当の国内の技術系の大学との連携が必要なのではないかと思うが、その辺の関係はどうか。

先ほど、非営利目的に該当するのは、さまざまな学術的な会議や協議会の会議などであるとの説明であった。そのような会議は頻繁に開催されるものではないので、施設に相当空きが出ると思うが、そこはどのように考えてこの料金設定をしたのか。

医療関連産業集積推進室長

1つ目の学術機関との連携については、県内には日本大学工学部、会津大学、福島大学及び県立医科大学もあるが、当センターとの連携もいろいろ模索しており、特に人材育成の部分、医療の高度な人材を本県から輩出して、場合によっては当支援センターでもいろいろ活用していこうということで、ことし5月から4大学で集まり、それぞれ人材育成等についての検討会を開催している。その中でも開発支援センターの話題が出ており、ぜひ人材育成の場としても使っていきたいという話も出ているので、積極的に大学との連携は深めていきたい。

2つ目の市民等にこの施設の利用を開放してはどうかであるが、原則としてこの施設は、医療機器開発をサポートする非常に専門性の高い施設であり、施設内にSPFという感染症を持っていない非常にピュアな豚が150頭ほどいる。この豚は病気を全く持っていないということで、医療機器の安全性を評価していくものであるが、いろいろな人が出入りすることによって、万が一その豚に雑菌が入って感染してしまうと、当施設の本来機能そのものが損なわれてしまうので、部屋をどの程度開放できるかについて、まだ検討の余地はあるが、原則は医療機器メーカー等に積極的に使ってもらうことを考えている。失礼であるが、清潔な状況でないと豚にも影響が出てしまうので、入場については少し制限が加えられるものと考えている。

三村博昭委員

議案第11号について、ふくしま医療機器開発支援センター条例第3条に、当センターにおいて行う業務は、安全性の評価を初め、研究開発の助言や事業化への支援などがある。また、同第4条には指定管理者を置くことが規定されているが、同第3条に掲げる業務は指定管理者が行うこととなるのか。

医療関連産業集積推進室長

委員指摘のとおり、第3条に定める業務については、指定管理者に行ってもらおうと考えている。

三村博昭委員

第5条では、指定管理者が行う業務は維持管理が主体的な仕事となっているが、かなり専門的な知識を持った集団、組織でなければ、これら目的に沿った機能を発揮することは困難だと思う。例えば、器具、機械の内容、そしてその使用、利用などは、医師などの現場を扱っている人たちの意見なども十分取り入れたものであることが要求されると思う。あるいは医学的な見地から、ここに出される器具、機械が、現代の医学、未来の医学にどれくらい機能あるいは効用が発揮できるのか。そのような診断、評価もかなり専門的な知識を持った者でなければできないと思うが、第5条にある指定管理者の業務は、単純に施設の管理運営となっている。

第3条にある、安全性の評価、あるいは研究開発への助言などが当センターの業務であるとするならば、ここに特別の組織体制がつけられなければ、本来の目的が果たされないのではないかと。医師が使う器具や機械、医療の中で使う機械を評価し、安全性も確認するが、それが指定管理者だけでできるか疑問であるので説明願う。

医療関連産業集積推進室長

第5条に指定管理者が行う業務があるが、「(1) 第3条各号に掲げる業務に関すること。」とあり、第3条がまさにこのセンターの業務である。そして、第5条(2)以下各号が維持管理業務的なところになる。主体的には3条の業務を行うのがあくまで指定管理者であり、その付随事項として(2)～(5)の事業が記載されているものと理解願う。

三村博昭委員

専門的な知識を持った集団であるか、あるいは指定管理者となる資格を有しているか、その判断はこの条例の中ではどのようにするのか。

医療関連産業集積推進室長

指定管理者の組織体であるが、想定として、平成25年5月に設立した(一財)福島医療機器産業推進機構を運営主体としたいと考えていると説明したが、その推進機構の体制としては、理事長を初め、理事長の下に、専務理事及び事務局長、そして安全性評価部長、事業化支援部長及び総務企画部があり、全体で60名弱ぐらい、そのうち技術職が50名程度、事務職が10名程度の体制となるものと思う。

技術職のレベルであるが、当推進機構の理事長が、元防衛医大の副学長で、今は退官して、オールジャパンの(一財)医療機器センターの理事長を務めており、かつ国がことし4月から動かした国立研究開発法人日本医療研究開発機構(A MED)の、一つのプロジェクトディレクターも担っており、国の動向、国レベルの技術の動向も当然把握している方が、この推進機構を運営していく。その下に入る安全性評価部という医療機器の評価をするセクションの部長も、今は人選中であるが、大手医療機器メーカーのかなり上の経験をした方に就任願う、評価の指揮をしてもらう。

次に、豚等の試験体を使い、いろいろな試験をするときには獣医師が当然必要であるが、この獣医師も、今アメリカで先端的な医療機器の研究をしていた獣医師からも当機構に就職したいという話があり、アメリカの獣医師経験者も雇用する方向で検討しており、そういう面では相当高いレベルでこの推進機構の組織体制をつくるべく動いている。

三村博昭委員

指定管理者の説明はあったが、今まで(一財)ふくしま医療機器産業推進機構の説明はなかった。指定管理者は、今の段階で予め当推進機構に決定しているのか。

当推進機構という組織があるのかどうか、この議会の中でもわからないが、責任体制、執行体制を考えたときに出てきたのが当推進機構である。これまでの説明の中で医療機器産業推進機構という名称は今初めて出た。私が心配しているのは、どのようにして統率のとれた組織体制が計画され、その中の仕事の一部がこの支援センター条例になっているのかというところである。

本来、主体的な業務をやる人たちが、この条例に位置づけられていない。指定管理者がやるというのはどうなのか。指定管理者というのは福島県だったら福島県の、請負の仕事をする人たちであるが、この条例では請け負わせる立場の人たちがどこにいるのかわからない。どのように理解すればよいか。

医療関連産業集積推進室長

正式には、指定管理者は今後募集することとなる。この条例を6月定例会で認めてもらおうと、今後いろいろな手続を経て、来年2月ごろまでには、指定管理者を公募して最終的に選定することとなる。その第一候補として、ふくしま医療機器産業推進機構をイメージしながら対応しているが、最終的にこの条例が通った暁には、まず7月には募集要領の検討を進め、8月ごろに外部有識者も入れた指定管理者選定検討委員会を開催して、9～10月には募集に入る。その結果を踏まえて11月には、第2回目の選定検討委員会を開催し、候補団体を最終的に絞り込み、来年の2月定例会ころには、最終的に指定管理者の指定、あるいは指定の公告、基本協定の締結と進めていきたい。あくまでも指定管理者を選定するための基本となる条例を今回提案したものである。

三村博昭委員

指定管理者を置くための条例との説明である。

当支援センターが、誰の命によって運営されるのかと言えば設置者である福島県である。福島県の組織構図に位置づけられないものを簡単に、その内容を指定管理者に請け負わせることは、県営住宅の管理を指定管理者に請け負わせるものとは本質的に違うと思う。かなり内容の濃いものである。人の身体、生命を守り、あるいは助けるための医療機器をつくり、また助言、指導をする。そのような役割を持った組織が、本来つくられ、それらで構成する方々の助言や指導のもとで、これらが管理運営されるならばともかく、丸抱えでどのような体制ができているかわからない人たちに指定管理者で任せるための条例をつくることは、どういうことなのか理解できないので、もう少し詳しく説明願う。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長（産業振興担当）

まだ指定管理者は決まっているわけではないが、この条例の中にあるこれだけ高度なことができて指定管理者になれる組織はそれほどないと思う。

今想定してるところは室長からも述べたが、県も出捐して財団法人を設立して、それが請け負える体制をとれるように、人員を募集して、理事長も国レベルのトップの方を入れたものである。

まだ当機構が指定管理者になると決まったわけではないが、これから審査会にかけて、この条例に掲げた業務を円滑に推進できるこの機構か、それに準ずるところに指定管理をしてもらおうと考えている。

三村博昭委員

内堀雅雄知事のもと、福島県が責任を持って建設、運営をする。ただし運営に当たっては、各分野を、例えばここでは指定管理者制度を活用して、その指定管理を受けた者に委ねるが、その委ねる立場にある人は知事なのか、あるいは誰なのか決まってない中で、この施設の運営管理について、位置づけもしないうちに条例を定めようとしているが、当施設と知事のかかわり合いはどのようにになっているのか。

医療関連産業集積推進室長

この建物自体は、知事名で県が整備して、現在建設中であるが、完成した暁にはこの管理運営を先ほどの管理者にお願いしようということで、あくまで建物、最終的な運営方針については、県が主体的に指導、監督していくという立場である。

次に、指定管理者制度導入をする意義であるが、医療機器の安全性評価を初め、医療機器メーカーと県内ものづくり企業とのマッチング、あるいはまた研究開発への助言、新たな参入を考えている企業への支援、医療従事者やものづくり企業を対象としたトレーニングなどのセンターの機能を最大限に発揮するためには、民間事業者の手法を活用した効果的かつ効率的な施設運営を行う必要があるということで、指定管理者による管理運営を行っていくという議案の提案である。

三村博昭委員

県がこの施設に対して関与できることは条例のどこにあるか。

医療関連産業集積推進室長

この条例はそもそも県が設置する条例であるので、当然ながら県の関与のもとに、この施設が運営されるということである。

三村博昭委員

質問に回答していない。

この条例の中に、この指定管理者に対して関与できるということは、条文のどこにあるか。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長（産業振興担当）

例えば第4条には、知事が指定した法人に行わせるとある。行わせるという行為のときには、必ず、県の意思、ここに掲げてあるこういう事業をやるが、あなたはその資格条件を備えているかどうか、県が審査をできるので、この部分に関して指定管理者を指定する前に委員会などで、県の意思が反映され、できると判断した団体に指定管理を依頼するので、第4条でも読めると考えている。

三村博昭委員

決して問題が起きるからということではないが、万が一、ここで問題が発生した場合に、県が立ち入らなければならない事態が生じると思う。そのときに、何を根拠としてこの施設に立ち入るか明確になっていなければならないと思うが、それは第4条だけで間違いなく言えるのか。言えれば、それでよい。

医療関連産業集積推進室長

先ほど指定管理者のスケジュール、流れについて説明したが、来年2月には指定管理者が仮に選定、指定されれば、指定管理者と県との間で基本協定を結び、業務内容について詳細に規定する。その中で、当然ながら県の関与を十分に表現できるものとする。

宮本しづえ委員

今の説明で、この推進機構も指定管理者として応募してもらうが、まだ形としてはでき上がってない。県も出捐して財団を立ち上げるが、それが応募する団体の一つという位置づけであるのか。

この推進機構は、どのような基盤を持った組織として考えているのか。今の説明では、既にここに決定のような話であ

る。しかし、応募してもらおうという関係にすぎない。もしかしたら別なところが出てくるかもしれない。しかし財団はつくるわけであるが、いつつくるのか。

（「もう設立されている」と呼ぶ者あり）

医療関連産業集積推進室長

（一財）ふくしま医療機器産業推進機構については、平成25年5月に県から出捐しており、既に組織体としては活動している。当センターの運営を十分に行うには、まだまだ陣容が不足しており、いろいろな専門家に来てもらえるよう現在募集している。ことし9月、10月に公募する前くらいには、50人くらいの組織体制が見えてくる。そのような中でのエントリーになるのではないか。

宮本しづえ委員

この推進機構の現時点での実際の組織図、どのような人員体制でどのような専門家が、現時点でどこまで確保されているのか、実態がわかるものを委員会へ提出願う。

長尾トモ子委員長

それでは後ほど、組織図を提出願う。

古市三久委員

関連であるが、この医療機器開発センターというハードをつくり、平たく言えばそれを運営するために機構をつくったということである。指定管理者は、そもそも決まっており、要するにハードをつくって、そこを指定管理にすることではないのか。だからもう指定管理者を誰にするかという余地はない。

（「そのようには言えない」、「公募すると言っている」と呼ぶ者あり）

古市三久委員

公募と言っても、この専門的な知識を持つ組織はほかにないと思う。だから、そのために機構をつくり、本県の医療関連産業の活性化に寄与するためにやっている。鶏が先か卵が先かわからないが、機構をつくり陣容配置をし、準備をして、ハード面で施設をつくって、そこに運営委託をする。そのように説明すれば我々もわかりやすい。

ところが、指定管理者が決まっているものを公募する、しないとよくわからないことを言うことが問題であり、これはもう既に決まっていると説明すれば、それを理解するかどうかは我々の判断であるが、そのような説明しかないのではないか。

医療関連産業集積推進室長

委員指摘の趣旨で、我々もこの推進機構を立ち上げてきたところである。

先ほどの説明で公募ということを少し強く述べてしまったが、この議案が承認された後、8月ごろに外部有識者も入った選定検討委員会で指定管理者を公募するのか、あるいは随意契約にするのかも含めて結論を出すので、今のところは決まっていない状況である。

長尾トモ子委員長

推進機構については、組織図があると思うので、後ほど委員会へ提出願う。

宮本しづえ委員

今議会での焦点の一つと我が会派では考えているが、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（指針）の改訂があった。この中で、県内の商工業者に対する賠償問題についても一定の考え方が示されているが、県の損害対策協議会が開催され、その中で商工団体からさまざまな意見が出されている。この点について商工労働部としてはどのように意見を受けとめ、知事要望に反映させたのか。

また、県内事業者で現在もこの賠償を受けている事業者が一体どれぐらいいるのか、商工労働部ではどのように把握しているか。

部参事兼商工総務課長

賠償の件であるが、先般、賠償の協議会においても、県からは賠償が終わる場合においても損害が続き、相当因果関係がある場合には賠償が継続されることを東京電力（株）に対して、直接知事から確認している。これは賠償サイドの話であり、我々としては、商工業振興ということで、来年度以降の復興財源の確保についても一生懸命やるところであり、今回、国が今月12日の復興指針においても出した自立支援策に向けての官民合同チームに県も関与して、商工業者の事業再建等に向け尽力したい。

次に、賠償を受けている事業者数であるが、東京電力（株）や国から情報を得ていないので、その数は承知していない。

宮本しづえ委員

実際には、県内商工団体の相当数が賠償を受けていると思う。

先日、福島市長と懇談の際、小林市長も、「国も県も区切りをつけたいと思っているようだが、そのような状況ではないと思う」と述べていた。その背景を考えると、福島市内で約4,000件の商工業者が、いまだに賠償を受けており、それは市内の業者数の3分の1あるいは3割ぐらいに相当する実態があるようである。

風評被害やさまざまな実害も続いている状況の中で、今のような国の方針が示されれば、市内の経済は非常に大きな影響が出てくることを心配しての話であるが、これは県も同じだと思う。各商工団体も避難区域の内外にかかわらず、これがなくなれば、廃業せざるを得ないという話があちこちから出てきており、深刻な問題である。

県内の商工業者を支援する商工労働部として、この問題をどのように捉え、どう対応していくのか、本県の商工業の振興にとって最大の問題と位置づけるべきである。

したがって、実態もつかんでおらず、被害額や損害、賠償額がどのようになっているのか正確に把握しないで、どうして商工労働行政ができるのか不思議に思う。これについてははっきり把握してもらいたい。

今ほど課長が「国は集中復興期間で支援策をやる。その覚悟を知事は確認した」と述べたが、この2年間の集中期間で何をやるのか具体的な話は余り見えていない。報道等で唯一わかっているのは、避難区域の業者を個別に訪問し、実態を聞くことである。これに県も関与する話だと思うが、約8,000件あるという。8,000件もの事業者を個別に話を聞いて、どのような問題を抱えているか把握するそうであるが、どのような体制で行うのか県は確認しているか。

経営金融課長

官民合同チームについては、今の内部でその辺の調整をしていると確認している。詳細についてはまだ公表できる段階ではないので、我々もその辺の詳細については、教えてもらえない状況であり、県のかかわりもまだ決まっていない。いずれにしても国の情報を随時確認しながら、対応を検討したい。

宮本しづえ委員

国がどのようにして調査するのか、まだ出ておらず、県は国待ちの状況であると思うが、8,000件を個別に訪問し調査

するだけで、恐らく2年間は終わる。

調査して、何が必要か聞いて、その支援策をするには、常識的に考えてもっと長い期間が必要であるので、今の段階で一定の終期を定めること自体に到底無理があると考えるのが当然ではないか。しかも2年間で、帰還困難区域を除いては、基本的には国は避難解除するという。これは帰還の条件でインフラ整備は非常に重要な問題であり、特に店舗や病院などは不可欠の要件であるが、昨日檜葉町で同じような意見が出ていた。だから、帰還せよと言うのであれば、まずきちんとしたインフラ整備をしなくてはならない。商工業者がそこで経営が成り立つような支援が前提になれば帰還できない。先日病院協会に行ったときにも、鶏と卵の話になり、どちらが先かとなったが、やはりインフラが先だと思う。そのように条件整備をして、皆が安心して戻れるような環境をつくるころまできちんと支援するのが行政の役割だと思う。

打ち切られたら廃業しかないと言ってるのであるから、前提が成り立たなくなることもしっかり踏まえた上で、この問題を考えていく必要があると思うが、県はそのような捉え方をしているか。

経営金融課長

県内の中小企業、小規模事業者が置かれている状況は、グループ補助金のアンケートを見ると売り上げが震災前に戻らず、1割以上減ってる割合が60%を超えており、賠償金で営業赤字の部分を補填して、最終的には黒字になっている。実態は、そのような営業赤字になっているところが非常に多いと感じている。

避難区域に戻るか戻らないかについては、住民はインフラが整っていないのでなかなか帰れず、商工業者が戻ろうとしてもそこに住民がいなくなかなか戻れない。先ほど委員が指摘したように、鶏と卵の関係、まさにそれに当たると思う。

国については、閣議決定した文章の中で、事業者の個別訪問を初めとする自立支援策を行っていく中で蓄えられた知見等も踏まえ、支援自体のあり方を含め支援策の拡充について検討するという文言もあり、平成28年度以降の支援策についても検討していく話になっていると聞いている。

宮本しづえ委員

支援策の具体的な中身について、県もまだ正確に把握していない状況の中で、このままでは、一律に終期を設定し、あとは相当因果関係があるかどうかで、賠償を継続をするかどうかは判断されることになってしまう。

知事は、本会議で「相当因果関係の判断についても、簡易な方法でできるように、東京電力（株）に要請する」という趣旨の答弁をしているが、これについては、特に事業者が相当因果関係があるかどうかを立証するのは相当困難なことである。本当に忘れられないが、あの東京電力（株）はこれだけの避難者がいて、避難区域外からも避難してる人がいることについて、東京電力（株）の原発事故以外に原因は考えられないであろうと言ったときに、「そのことについて相当因果関係があるとは認めない」と述べた。そんな相当因果関係を認めようとする東京電力（株）が、事業者がまだまだ逸失利益があると事業者が申し立てたときに、相当因果関係があるかないかを判断することとなる。大変な立証責任を被害者側が負わなくてはならない状況になってしまう。

今の段階では、一応基本的には逸失利益に対しては賠償するという枠組みになっているから、余り大きな問題は起きていないが、今後の扱いは本質的に変わると思う。そのときに、本当に中小業者が受けている被害に対して、きちんとした賠償がなされる保証を県としてどのように担保していくのか。知事は、もっと簡易な方法を考えると述べているが、そのような方法はあるのか。

長尾トモ子委員長

東京電力（株）との関係もあると思うが、答えられる範囲で答弁願う。

経営金融課長

私が知っている範囲で述べる。10日ほど前に、東京電力（株）が2年間の賠償を行うことを発表したと思うが、その中で、今まで賠償を受けている方については、2カ年分を一括で支払うときも、その損害部分について支払う形になっていたと思う。

損害賠償については、我々も当然かかわり合いを持つが、避難地域復興局が主に担っているので、そちらと連携しながら、しっかり賠償がなされるよう、我々も避難地域復興局に伝えていきたい。

宮本しづえ委員

知事が簡易な方法も求めていきたいと述べていたので、それは商工労働部ともいろいろ協議をしながら、具体的な方法も検討されているのかもしれないと思ったので尋ねた。そういうことも含めて、中小業者が廃業に追い込まれる状況をつくらないためにも、県としてどのような支援が必要なのか考えてもらわないと、本当に廃業に追い込まれる事業者が相当出てくるのが懸念がされる。一生懸命グループ補助金やさまざまな立地補助金などは実施しているが、それよりも既存の頑張っている県内の事業者の支援のために、県はもっと力を注いでもらいたい。

経済産業省が、被災三県の中でグループ補助金を受けている事業者に対するアンケートを実施した中で、元どおりに回復してない割合は本県が一番多いと言われているので、本県が置かれた状況は、特別の困難があるということである。

そういうことを踏まえて、賠償の問題も商工労働部としては自分たちが支援すべき対象が抱える課題だということをしつかり踏まえ、対応するよう求めておきたい。

古市三久委員

観光について聞く。震災前後の観光客の推移はどのようになっているか。

観光交流課長

観光客の入り込みについてである。現在、平成25年の数字であるが、震災前に比べて約85%の戻りとなっている。

古市三久委員

震災前はどのようになっているのか。つまり、観光入り込み客数は減少傾向であったのか、横ばいであったのか。

観光交流課長

震災前の状況については、年によって増減はあるが全体としてずっと減っている状況ではなく、年により微増、または微減となっている。

古市三久委員

つまり、震災前はでこぼこで来た。そして震災前の2011年と比べると約85%の回復である。

現在は観光に対し、かなりの補助金等を使って観光客をふやす対策をしているが、震災前も、そのような補助金等があったのか。

観光交流課長

旅館等に対する補助等は実施していない。

当課においては、県内外に向けた情報発信がメインであり、パンフレットやホームページなどを活用してさまざまな情報発信をしてきたのが現実である。

古市三久委員

震災前は、県が、例えば年間1,000～2,000万円を使って、本県に来てもらえるようなポスターを張ったりしながら、観光入り込み客数をふやすための施策をしてきた。今回の旅行券が特徴的であるが、震災後は、そのような施策をしながら、入り込み数をふやす対策をしていると思うが、そのような補助金は合計で幾ら使っているか。

観光交流課長

事業費としては、今回、デスティネーションキャンペーン（DC）関連経費として、平成27年度は約5億2,200万円、26年度は約5億6,000万円で展開している。

27年度に減っているのは、27年度に本番DCがあるので、その準備経費として、26年度予算のほうが多い。

古市三久委員

合計12億円ほど旅行券で使っているが、それらを含め全部で幾らか。

観光交流局次長

過年度の正確な数字ではないが、震災以降の観光交流局の事業としては、ソフト事業で年間9億円くらいであるので、各年度同額程度の経費を使っていると考えてもらってよい。

古市三久委員

震災後、年間9億円とすれば4年で36億円、そのような金を使って本県の観光に対する活性化などをしてきたが、震災前はそのようなことをしなくてもそれなりに観光客が来た。

この36億円は、東京電力（株）に請求する考えはあるか。

観光交流局次長

36億円になるかどうかは精査してみないとわからないが、少なくとも平成25年度、26年度については同額ぐらいで事業展開をしている。

その主な財源であるが、国、観光庁から80%が国庫補助金として、残り20%が震災復興特別交付税で補てんされるので、実質、本県の一般財源ベースでの負担がない事業が多い。

県から東京電力（株）に損害賠償を求める場合には、一般財源ベースで支出した部分に対して求めるのが筋となると思うので、今のところ県が実施している観光関連事業で、東京電力（株）に対して賠償請求する性格のものは該当がないと考えている。

古市三久委員

つまり、本県は、震災以降それぐらいの金をかけないと、観光に限らず全ての競争力が低下しているので、観光客が来ないということだと思う。

したがって、その競争力を上げるために、金を使って観光客も含めた呼び込みをしていると思う。これがあと何年続くのかはわからないが、本県の観光の競争力をつけるためには、それなりの金を投入しなければ、全国各地とまともに競争できない実態となってしまった。

だから、そのような金について常に国や東京電力（株）に求めていって、競争力がもとに戻る状態になるまで、そのような金を使えるような体制をきちんとつくっていかなくてはならないと思うが、そのあたりについてはどうか。

観光交流局次長

委員指摘のとおり、本県の観光における地位は震災前と比べて大きく後退している。それを踏まえ、風評被害、あるいは実害の部分もあるが、そのようなことを回復するために、特に観光庁からは本県に対する補助金という形で、80%国庫補助など特別の支援制度をしてもらっている。これについては国との話の中で、観光が実際に復興に向けてスタートするのは、現実的な生活や社会インフラが整備された後に客に来てもらうので、実質的にはスタートもおくれる。それから観光は非常に裾野が広い産業なので、地域経済に対する影響も大きいことに鑑み、今後も、国土交通省、観光庁とその財源についての協議を続けていって、本県の観光が震災前のレベルに戻るところまで何とかできないかという話を続けている。

これは予算の話であるので、来年度の話はどうだということはここで説明することは難しいが、必要な財源については確保すべく国とも交渉しているところである。

古市三久委員

観光については、今ほど次長が述べた方向でしっかりとやってもらいたい。

次に、雇用労政課の事業に、若者自立総合支援事業があるが、どのような事業で、どのぐらいの予算であるか、過去の推移も含め説明願う。

雇用労政課長

若者の県内就職を総合的に支援する観点から、今年度は約1,600万円の予算を活用して、企業訪問のバスツアーやFターンガイドランス、バスツアーについては県内発着で会社訪問して県内企業の実情をわかってもらうというもの。Fターンガイドランスについては、今年度は就職の関係で若干スライドしていることから、3月に東京及び郡山で大規模な就職面接会などを開催しているところである。

就職についても、親の意見が大きいことなども聞いているので、保護者向けのセミナーや、今回地方創生の関連で、地方から首都圏に学生が一度出て行く傾向があるので、そのような方をできるだけ県内に呼び戻すような仕掛けを考えて実施しているところである。

古市三久委員

例えばひきこもりやニートなどの人たちに対し、仕事に就けるようなサポートをしている事業はないのか。

雇用労政課長

県内6方部で、いわゆるサポステ（地域サポートステーション）という若年者の就職を促進する国の機関があるが、県としてはそこにつなぐ、まずは職場を体験したり、人との交流の面から実際に現場に行ってみるなどの事業を、NPO法人などに委託して県内各方部で実施している。

古市三久委員

この事業は何年実施していて、予算はどのくらい使っているのか。

雇用労政課長

何年からは把握していないが、少なくとも昨年からは実施しており、約2,000万円の予算は確保している。

古市三久委員

それは、全て国からの金で、6方部に分けるとすれば、1方部当たり200～300万円ということか。

雇用労政課長

この財源については、現在は震災等対応雇用支援事業、緊急雇用の枠組みを使って実施しているところである。

古市三久委員

そのような方々は結構いて、それなりに成果が上がっているとも聞く。

先ほど説明のあったバスツアーなどもそれはそれでよいと思うが、非常に苦しんでいる方々もたくさんおり、その人たちをサポートするような事業を今後展開する必要があると考えている。

この財源はいつ切られるかわからない問題があると思うので、継続できる方向で予算措置について検討してもらいたいが、どうか。

雇用労政課長

緊急雇用の震災等対応雇用支援事業について、全体的なことで述べれば、今年度で終了するという方針が国から示されている中で、見守りや心のケア、避難区域の警備など一定程度のものについては、来年以降も措置を検討する流れとなっているが、一般的にさまざまな事業を実施しているので、そういったものがどのような形となるのかについては、今後も積極的に対応していきたい。そのような中で、どのような対応ができるのか検討したい。

小林昭一委員

宿泊旅行券について聞く。

大変な人気で、県もさまざまな苦情や提言が寄せられたとのことであるが、宿泊旅行券だけでなく、空港利用券やアンテナショップの商品券も含め、どのくらいの数があったのか。

観光交流課長

6月1日の発売以降に寄せられた意見や苦情であるが、旅行券についてはほとんどであり、件数としては初日で約1,000件、ある程度おさまるまで1,600件ほどである。

県産品振興戦略課長

アンテナショップ関係の商品券に対する苦情等の件数であるが、把握しているところで数件、県内では物産館でしか買えない、使えないのかというものであり、苦情等については重く受けとめている。

小林昭一委員

客からの苦情が一番大切だと思う。今後の第2期以降の販売において、苦情や提言をどのように生かし、どのように対応するのか。

観光交流課長

意見、提言は真摯に受けとめ、また第1期における販売方法の検証を進め、他県の状況等や公平性の観点から第2期以降の販売につなげていきたい。

県産品振興戦略課長

例に挙げた苦情であるが、日本橋ふくしま館（ミデッテ）、八重洲交流館及び観光物産館を活用して、首都圏中心に県産品の消費拡大、あるいは県内への誘客につなげることを目的とする事業であることから、スキーム上3館以外でも利用

できるように改めることは難しいが、県内の利用者にも、来県した方への土産対応などを通じた県産品振興に寄与する面があるので、少なくとも制度を知らなかったということがないよう、丁寧な周知に努めるなど工夫していきたい。

宮本しづえ委員

部長から、対応改善を図りたいという趣旨の説明があったので、具体的に今考えていることがあれば聞きたいと思ったが、まだ検討中とのことである。

外から呼び込むのも一つの方法かもしれないが、県民の税金を使うので、極力県民に還元できる方法がよりベターではないかという意見を県民からいろいろと聞いているので、そのような方法も含め改善する考えはあるか。

観光交流課長

今回の旅行券事業については、国の地方創生交付金を使って、本県に2、3度足を運んでもらうきっかけとなるよう事業展開している。

委員指摘のとおり、県民が旅行券を利用して旅行してもらうことも、当然その目的の中にあるので、県民からの意見等も踏まえ、第2期販売に生かしたい。

水野さちこ委員

旅行券について関連である。今後の予定では、第2期販売が8月31日から、第3期が12月1日からであるが、第1期が6月1日に出たことから、夏休みに利用しようとしている方が大変多かった。第一期の販売残があるが、8月31日の第2期販売を待たずに、第1期の販売残を売り出してもらいたいとの声が、利用する側だけでなく、受け入れる宿泊施設からもあるが、そのような考えはあるか。

観光交流課長

委員指摘のように、先ほどの苦情の中にも未精算分について早く販売してもらいたいとの声があったが、今回の問題の一番の原因が、旅行券の販売量に対して、需要がかなり多かったことが根底にある。

したがって、今回未精算分を販売しても同じような混乱を招く可能性が非常に高いので、第1期販売の反省を生かして販売方法をしっかり検証し、購入希望者にとって、購入の可否にかかわらず納得できる販売方法を考えたいので、理解願う。

水野さちこ委員

つまり、予定より早く販売することはないという理解でよいか。

観光交流課長

現在のところ予定はない。

木田孝司委員

先日、福島空港の環境改善について担当課にも尋ねた件である。本日の質疑の中にも、指定管理や県が設置した施設について県としてどのような権限が及ぶのかという議論もあったが、同様の考え方であれば、福島空港の施設も、県として責任を持つべき施設のの一つと捉えられると思う。

したがって、平成26年9月定例会に当たっても、福島空港の経営状況についての報告書が議案書に盛り込まれる形で提出されており、これは公式書類であるから、当然県としての権限の関係があるのだろうということを前提に、利用者が23

～24万人で、対前年比でも80%ぐらいまで戻ってきている中で、利用施設としての、分煙の状況、たばこの利用について聞く。

本会議でも、県庁舎について質問が出されたと思うが、福島空港は、現在、分煙されている状況ではあるが、一部施設で完全に分煙されておらず、私も確認し、担当課にそれを照会したところ、現状としては改善自体厳しい部分があることは承知したが、県として福島空港の利活用を推進していく以上は、そのようなふぐあいをきちんと改善し、利用促進を図っていく姿勢が必要ではないか。

施設の整備や改修に関しては、福島空港ビル（株）が担い、毎年、事業計画を立てて、幾つか施設の改修もしている状況があって、例えば、平成27年事業になると思うが、事業計画として固定橋の屋根修繕や中央監視システム装置の更新、照明LED化工事などを行っている。28、29年度も事業計画を立てていく中で、より利用者の利便性や安全性を高めていくことも事業計画にうたっている状況もある。そのようなところに視点を置くならば、完全に分煙化をすることで、より利用者の健康に配慮する、喫煙者がより快適な環境で喫煙できて、禁煙している人には、クリーンな空気の中で利用してもらうことが必要ではないかと感じた。そのような対応について、県として県内全域の健康管理に関して推進していく立場にあると思うが、空港ビルに対してどのような措置ができるのか。

空港交流課長

まず、福島空港ビルの施設は、県所有ではなく福島空港ビル（株）所有である。

ただし、県は福島空港ビル（株）の株主という立場であるので、委員からの意見等については、株主の立場で空港ビル（株）に対して飲食店利用の際の分煙、禁煙の取り扱いについて、そのような声があることはきちんと伝えている。

ビルやレストランの事業者についても、利用者からそのような意見等があることを踏まえながら、分煙や禁煙に取り組んでいると思うが、改めてきちんと伝えたいと考えている。

木田孝司委員

特に空港ということで述べたが、先ほどから観光について話が出ている。本県は観光立県とも言われているので、ぜひとも県の権限が及ぶ範囲の施設に関しては、特に観光という面で、いま一度チェックして、しっかりと分煙の取り組みや施設づくりをした上で、観光に力を入れてもらうよう願う。

三村博昭委員

企業局の説明に、平成26年度の年度末決算が、欠損金186億円とあった。これほど高額な欠損金があるわけだが、こうした状況の中で、浜通り南部には、復興を加速化させるために、いわき四倉中核工業団地第2期区域の早期造成工事に着手するとの説明があった。

つまり、これまでのオーダーメイド方式から、開発型団地造成、工業団地造成に方針が変わったと思うが、当然ながら、この方針変更は、商工労働部と企業局の間で十分に協議した上での結論だと思う。

今後の本県の復興、あるいは再生を促進させるためには、雇用、企業誘致等が数多く実現することが必要であり、そのような状況を考えると、これからも開発型工業団地の造成を率先して進めていくことが大切ではないかと思うが、今後の企業誘致などのための造成工事に対する県の方針や考え方があれば、説明願う。

企業立地課長

まず県の方針として、復興工業団地に位置づけている団地があり、平成24年10月の復旧・復興本部会議において、復興再生に向けた工業団地整備の基本方針を定め、その中で産業復興のための喫緊の対応として6つの工業団地の必要性を示し、その中でいわき四倉中核工業団地第2期区域については、喫緊の対応が必要であることから県が整備を検討するもの

と位置づけられた。

その後、25年4月に福島復興再生特別措置法に基づく重点推進計画を国に認定してもらったが、この中で産業基盤として、第2期区域を中小企業基盤整備機構から無償譲渡した経緯がある。いろいろと検討した中で浜通り南部については、工業団地が双葉郡地域と隣接しており、帰還促進にもつなげる部分があったので、先行して造成すると決めた。この第2期区域については早期に開発が可能であるということで先行造成しようとしたところである。

ほかの工業団地についても、実は、福島再生加速化交付金で工業団地を整備できることとなっており、実際に川俣町は既に着手している。あと、南相馬市や田村市も着手しており、そのようなことで工業団地の造成が進んでいく。さらに利子補給金制度を県として設けており、これは国から交付金として全額をもらい、それを充てているが、そのように市町村で工業団地を整備するときに、金融機関への借入れに利子補給する制度で、県でも支援しており、そのような団地がこれからも整備されていく中で、我々も市町村と一緒に企業誘致推進協議会という組織をつくり、市町村と一体となって企業誘致に努めているところで、企業立地セミナーを開催したり、いろいろな場所に行ってPRしているところである。

三村博昭委員

復興を重視した取り組みは十分理解でき、被災の大きかったところに優先的な配慮をしているのも理解できるが、復興、再生そのものを考えると、ほかの地域にも十分にそのような機会が設けられるべきだと思うので、今後の仕事の中で改めて検討願う。

水野さちこ委員

日本橋ふくしま館（ミデッテ）であるが、今後、免税店の取得を目指す考えはあるか。

県産品振興戦略課長

ミデッテであるが、ことし開館2年目を迎え、いろいろと課題がある中で運営している。立地も日本橋にあり、外国人の方にもだんだん認知度が上がり、来店してもらっていて、視察などもある。

免税店については、例えば申請者が運営主体である協会となるなど、仕組み上のこともあるが、館内の外国語表記など、外国人対応の部分で行き届いていないところもあるので、そちらの整備から順次取り組みたい。

水野さちこ委員

免税店の取得は考えていないということか。

県産品振興戦略課長

当面の課題として、今ほど述べた課題から順次取り組み、今後については外国人の来館状況等も踏まえながら、将来の検討課題となると思う。

長尾トモ子委員長

この件に関しては、外国人の来館者もかなり多く、最も外国人が多い日本橋という立地でもあるので、商品の外国語表記も含め、今後検討することも必要だと思う。